

## 電波利用料制度に関する研究会（第5回）議事要旨

1. 日時 2007年6月5日(火) 16:00～19:00
2. 場所 中央合同庁舎2号館 地下2階 総務省講堂

### 3. 出席者

#### (1) 構成員

多賀谷 一照座長、高畑 文雄座長代理、大谷 和子構成員、黒川 和美構成員、  
鈴木 康夫構成員、湧口 清隆構成員

#### (2) 総務省

森総合通信基盤局長、河内電波部長、佐村総務課長、富永電波政策課長、  
藤野電波政策課推進官、大塚重要無線室長、奥移動通信課長、  
名執衛星移動通信課長、杉浦電波環境課長、竹内監視管理室長、安藤地上放送課長、  
武田衛星放送課長

#### (3) 事務局

田中電波利用料企画室長、越後電波利用料企画室課長補佐

#### (4) 意見陳述人（五十音順）

ウィルコム、宇宙通信、NTTドコモ、NTT西日本、NTT東日本、海上保安庁、気象庁、  
KDDI、国土交通省航空局、国土交通省大臣官房、  
ザクタテクノロジーコーポレーション、JSAT、ソフトバンク、テレビ朝日、  
トヨタ自動車、内閣府、日本放送協会、日本民間放送連盟

### 4. 議題

- (1) 電波利用料の料額等について（公開ヒアリング）
- (2) その他

### 5. 議事要旨

**【構成員】** 本日の議題ですけれども、お手元に配布しました議事次第のとおり、前回の議論を踏まえた「電波利用料の料額等について」、公開ヒアリングの形で討議を行いたいと思います。

まず、討議の前に「研究会の今後のスケジュールについて」、事務局よりご説明をお願いします。

**【電波利用料企画室課長補佐】** 研究会の開催につきましては、当初6回の予定でしたが、今回、引き続き公開ヒアリングにより議論を行いたいために、資料1のとおり今後の予定を変更しました。

**【構成員】** よろしければ、本研究会の今後のスケジュールは、資料1のとおり進めたいと思います。

前回、情報処理装置等電波障害自主規制協議会から、使途の要望についてご発言がありましたけれども、これにつきまして、電波環境課長からご説明願います。

**【電波環境課長】** EMC対策についてということでご要望をいただきまして、私どもも、もともとの資料にございましたとおり、EMC対策は非常に重要だと考えております。先般の使途案の中でも、EMCを軽減するために行う研究開発、あるいはEMCの基準を策定するといったものを推進してまいりたいということを入れさせていただいたところがございます。

具体的なものといたしましては、例えば、電気・電子機器から輻射される電波、いわゆる不要電波が無線局へ与える影響を低減する技術の研究開発、といったものを考えているといったご説明を申し上げていたところでございます。

なお、いただいております提案を見ていたところですが、これを見ますと、例えば、優遇税制を創設するとか、これまでの電波利用料の仕組みと大分違うものといえますか、そういったものもいろいろと含まれていると認識しているところでございます。

つきましては、それぞれの要素につきまして、電波利用料となじむのか、なじまないのか、どのように位置づけたらいいのかといったことをいろいろ検討したいと考えておりまして、お時間をいただければと考えているところであります。

以上です。

**【構成員】** この協議会からのご意見につきましては、そういうご意見があつて、事務局としては、それを受けて今後の検討課題とするということを、この場でご発言いただいたという形で、今後に残したいと思っております。

続きまして、前回、放送の新使途につきましては、仮の形で民放連等と放送事業者との調整をしてくださいということをお私から地上放送課長にお願いいたしました。何分、先週の木曜日ですから時間がないので、まだ最終調整までは無理だろうと思っておりますけれども、

現在の状況、放送の新用途について電波利用料を充てる理由について、地上放送課長からご説明願いたいと思います。どうぞ。

【地上放送課長】 電波利用料を財源とするということに関します調整の問題について、少しご報告を申し上げたいと思います。

前回からあまり時間がなかったものですから、できたことは非常に限られておるわけですが、ひとまず、私どもが言っております用途の4つのうち①と②につきましては、現在、一部一般会計で認められているものがございます。そういったことから、財務省に、今後の見通しについて確認をさせていただいたというのがございます。

①の中継局整備につきましては、財務省と平成19年度、今年度に限り、一般会計でございます、ICT交付金による整理を認めるということになっています。

また、②の辺地共聴のうち有線共聴の部分につきましても、平成19年度に限りICT交付金の対象とするという整理をしていただいております。

この2つにつきまして20年度以降の可能性につきまして財務省に確認をいたしましたところ、いずれも平成19年度限りということで認めたものであるという強いお話がございました。したがって、20年度に要求をしても、財務省としては認めることができないということだと理解しております。

③と④につきましては新しい施策でございますので、そういった確認はとれませんけれども、①と②が電波利用料でしか要求できないということになりますと、それとの整合性ということから、一般会計で要求することは困難であろうと私も考えております。この旨につきましては、民放連にお話をさせていただいているところでございます。

あわせて、資料2の変更点でございますけれども、前回のご議論を踏まえまして、1ページ目の電波利用料財源として支弁する理由というところにつきまして、ポツ1、ポツ2のあたりで若干の変更を加えております。

また、2ページ目でございますけれども、前回のご議論の中で、私どもの4つの施策のうちの③と④については、電波利用料になじまないのではないかとのご議論がございました。それに関します私どもの考え方をごく簡単にまとめたものでございます。

そのときのご議論としては、無線局間の混信解消というのは、本来民間で解決すべき問題ではないかということで、現に、当事者間でいろいろな手だてにより解決が図られているという話でございました。

この問題につきましては、当然のことながら混信が起こらないような電波を割り当てる

ということが国の責務としてあるわけでございます。その責務を果たした上で、なお、どうしても起こらざるを得ないものについては、民間で対応していくということだろうと思います。

現に、デジタル混信といった問題が起こっているわけでございます。この対応をすべて民間に委ねていたのでは、2011年7月24日までという極めて限られた期間内で、どこまで対応でき、アナログ放送の終了という形で持っていけるのかということは、かなり疑問であらうと思います。

また、混信というのがアナログ放送からデジタル放送への移行の過程、サイマル放送の電波の利用が非常に混み合っている中でやむを得ず混信が起こることが予見されるということも含めて、やむを得ず発生するものであり、実際に起こしてしまった事業者、あるいは起こされてしまった事業者という当事者の責任に帰しがたい面が非常に強くございます。そんなことから電波利用料を充てて、そういった意味ではアナ変と同じようなことで、ある意味ではひずみといったものが特定の事業者に行ってしまうこともございますので、放送事業者の自助努力による対応が困難な場合に限って国が対策を講じ、2011年7月24日という期限にきちっと間に合わせるということで、必要であると考えている問題でございます。

相談体制の問題でございます。私どもは、相談体制そのものが独立して、④という形で提示しておりますが、ご説明申し上げておりますとおり、これは受信環境の非常に悪い人、具体的に言えば、施策の②、③になるような人たちに対する対応ということでございます。そういった意味では②、③に従属する、附属する位置づけのものとお考えいただければわかりやすいのではないかと思います。

ということになりますと、実は、アナログ周波数変更対策のときにも四百数十万という受信対策をやったわけでございますが、単に物理的な作業を電波利用料で行ったということではなく、当然のことながら、その前段階としてさまざまな個別相談に対応する体制を構築した上で行っております。同じようなことを②、③という問題が発生する中で行っていく必要があるということで考えているものです。もちろん、四百数十万という対象世帯を考えますと、それよりもはるかに小規模のもので事足りるだろうと考えております。

以上でございます。

**【構成員】** 4つの項目のうち①、②につきましては、まだ調整が終わっていないということです。しかし、一般財源でこれを支弁するということは、財務省との関係でかなり

困難であるということなので、引き続き、完全に確定してはいないわけでしょうけれども、電波利用料でこれを支弁しなければいけないかもしれないということを前提として議論を進めざるを得ないだろうと思います。

よろしいでしょうか。

次に、③、④の問題、デジタル混信対策、あるいは受信相談体制の整備という問題については、通信系でも同じような問題があると思います。こういう問題についての通信系での取り扱い方、それが電波利用共益事務として受けられるかどうかについて確認をしたいと思うのですが、どういたしましょうか。

電波政策課長、事務局から、どうぞお願いします。

**【電波政策課長】** 今、通信系の場合にどうなのかというお話でございました。我々の今までの通信系での経験では、私どもは電波の割り当てをいたしますが、例えば、基地局同士が非常に近接した位置で、お互い向き合って設置するなどによりまして、どうしても想定しない何らかの有害な混信が発生する場合がございます。電波でございますので、当然ながら干渉というものを絶対に避けるということは無理な世界でございます。ハームレスな干渉ならいい、ハームフルな干渉になった場合にはハームレスにするということで、若干の調整をそれぞれやっていただくというのが今までのやり方でございます。

例えば、携帯事業者、PHS事業者が近接したところに基地局を設置する場合でも、どうしてもアンテナ等の向きによりましてハームフルな場合がございます。そのときは、免許人さん相互に協議をしていただきまして、まず、それぞれで技術的な対策を詰めていただく。負担の割合を詰めていただく等をいたしまして、それぞれで解決していただくというのがこれまでの通例でございます。そういったものに対して、電波利用料を支弁しているという例はございません。

以上でございます。

**【構成員】** 混信対策の話は通信系で、私、思い出しましたけれども、実は、私が一番最初にその議論に携わったのは、もう20年ぐらい前です。DDIが初めてマイクロを使ってサービスをするときにはNTTと混信したということで、関係者の方々とアメリカに行ったりして、調整した。確かに、通信系ではこういう相談、混信対策については古い歴史があります。放送は初めてということですので、今、お話を聞いたら、両方でやや違う発想、仕組みで今のところ検討されていると思いますので、この点については引き続き関係課で調整をして、理屈の整理をしていただくようお願いいたします。

【地上放送課長】 今、電波政策課長のお話がありましたとおり、予期できない混信問題の発生がどうしても避けがたいという話でございました。そういったことについては民民間での解決ということでございますけれども、実際、今回のデジタル混信が発生しておりますのは、予期できない混信ではなくて、予期できる混信でございます。

といたしますのも、ある程度この地域で混信が起こるであろうということを想定できる中で、しかしながら、利用できる電波がこれしかないという割り当てをしております。ですので、実際、4,800万、5,000万世帯に地デジが行き渡ったときに、今の周波数、チャンネルプランでどれだけ混信が発生するかという数字自体も正直に言ってございます。というようなことを皆さん承知の上で、しかし、これしかないのやっていたらというところがございます。そここのところが若干違う。要するに、そういうチャンネルプランをつくらざるを得なかった国の責任は当然あるかと思いますが、混み合っている周波数事情の中の問題でございますから、それはもうしょうがなかったということだと思えます。そんな中で、だれが負担するのが適切であるかということでございまして、当該当事者である放送事業者が全面的に負担するということは、アナ変のときに、アナログ周波数の変更をしなければいけない当該当事者だけが負担をするのが不適當であったのと同様の問題であろうと思えます。

【構成員】 この議論をやり出すと……。どなたかもっと、事務局、あるいは通信事業者から何かご議論、どうぞ。

【NTTドコモ】 今、電波政策課長からもご紹介ありましたように、移動通信事業者としては、近接する周波数をいかに有効に使うかという観点で、日ごろからこういった混信回避に取り組んでおります。かつ、多数の基地局を設置しなければいけないという状況で、お客様に適切なサービスをする観点では、いかに近くに他の事業者、あるいは他のシステムの基地局があったとしても設置しなければいけないという状況が多数あります。そういう場合に、電波政策、もしくは電波の割り当てが悪いから、それが起因として対策の費用、対策にかかわる検討も含めた処置につきまして、こういった電波利用料の支弁をお願いしているかということは決してなくて、やはり各事業者間の調整の中で、お互いの影響度合い、もしくは影響回避のための費用の分担を取り決めして実施しているものでございます。

今、お話を伺ったように、もともと設計の段階で出るということであれば、あらかじめ設計の状況を加味して、対策も事前に検討して、その対策をとることは可能だと思います。

そういう点で、あくまでも電波利用料ではなくて各放送事業者の負担のもとでこういった対策を進めることが、まずは必要ではないかと考えてございます。

ですから、移動通信事業者の観点からすると、当然、民間での調整の結果、それぞれの費用の負担も民間で実施した上で進めるものだと考えてございます。

**【電波政策課長】** 事務局の中から違う話が出るのはちょっと恐縮するのですが、今、予期できる、できないというワーディングで、これとあれとは違うという話が出ました。多分、今回の議論のポイントは、そういったところにあるのではないのではないかと。今、ドコモ様がおっしゃったようなことがポイントではなかろうかという見解もあるのではと思っております。

**【テレビ朝日】** ただいまの問題でございますが、確かに基地局同士の混信ですと、そういった方法が放送事業者内でも地域で調整が可能でございます。ただ、場合によっては、基地局同士ではなく受信者、視聴者の皆様のアンテナ等の変更、高性能のアンテナを使うといった解決の問題もございます。そのために、今、地上放送課長がご説明になったように混信対策が要するという場合がございます。

**【構成員】** この議論は話が尽きないと思いますけれども、どなたか構成員の方で……。

**【ソフトバンク】** 基本的には、私どもはドコモさんと同じ考えですけれども、先ほど、座長から①、②の項目についても認めるというお話がありましたので、ちょっとあえて言わせていただきます。

基本的に、これは自分たちのことになるかもしれないですけれども、例えば、携帯電話の場合ですと、今、2Gの古いシステムから3Gの新しいシステムにどんどん移行をやっているんです。例えば、1.5ギガの場合は、上り／下りで50メガぐらいの新しい帯域を空けて、それを3Gに使えるようにして、既存的に使えるのではなくて新たに割り振られるというスキームの中で周波数を有効に活用しようという動きをしています。

ただ、こういうことをするに当たっても、我々はこういう電波利用料でその費用を賄っていただきたいという要望は今までしていないわけです。そういう意味では、そもそも通信事業においては、この種のことについて基本的に、例えば、干渉問題にすれば、民衆で解決して、すべて負担は事業者が持つという原則に基づいてやってきているわけですから、できればここで、この種のものに対する用途を拡大することに関しては考え直していただきたいというのが、私どもの主張でございます。

**【構成員】** 事業者間だけではなくて、総務省の中でも若干の意見の食い違いがありま

す。私は電波の専門家ではないですけれども、周波数調整の話というのは、もともと日本の免許政策は、完全に干渉のない周波数帯を見つけて、それを事業者に対して渡してやる。要するに、周波数干渉は全部役所がやって、事業者は安全といたしますか、干渉のない電波を利用できるのが理想と考えていらっしゃったのでしょうかけれども、例えば、アメリカだとそうではなくて、干渉は自分たちで調べてこいと。要するに、免許申請をしたときに、こういう干渉がある、だからこういうふうに、こう止めてくれという提案をしなければFCCは免許を与えないという仕組みになっています。

おそらく日本の場合には、その中間的な仕組みにならなければいけないだろうと。どの程度、総務省といたしますか規制当局に依拠するのか、それとも自分たちでそのところをチェックするのかという問題だろうと思います。事業者の方々のご意見が分かれているのはわかりますけれども、総務省としても事務局で若干考え方がお互い食い違っていると思いますので、この間、もう少し議論を整理していただくというふうにしていきたいと思えます。

よろしければ、次の議題に移りたいと……。

**【NTTドコモ】** もう一点議論がありまして、④のデジタル受信相談体制につきましてもご提案があるのです。これにつきましても、果たして電波利用料の制度の枠組みの中で実施するのが妥当かということに関しては疑問がございます。といたしますのは、通信事業者から言いますと、お客様がどんなふうにサービスを受けられているかというのは、非常に重要な問題でございまして、お客様の意見を直接サービスに反映して、フィードバックしてサービスを向上することが事業者に課せられた使命だと考えています。

この体制を背景にいたしますと、特に事業者に直接ではなくて、こういった体制を個別につくるといふ受付体制をとった際に、受け付けたお客様のご要望が間接的に放送事業者について、どういう対策になるのかということが不明確でして、結局、責任のない受付体制をとることになり、お客様のサービス向上につながらないではないかということが危惧されます。

したがって、ぜひとも直接、放送事業者のほうでお客様のご要望を受け付けして、それをサービス向上につなげるというフィードバック・ループを回していただくような仕組みをとっていただきたいと考えてございます。

**【地上放送課長】** 今の話でございましてけれども、もちろん各放送局に相談をされる人たちというのは、たくさんいらっしゃると思います。そういった窓口につきましては、各

社に相談体制をつくっていただいておりますし、また、どこに相談したらいいかという名簿等も私どもはつくって、必要なところ、例えば、市町村の行政相談の窓口等にも置かせていただいているところがございます。ただ、視聴者さんの中には、放送局に相談するのではなく、どうしても国に相談したいと。なぜならば、今回の地上デジタル放送への移行というのは国策だと。単純な放送局のサービスの問題ではない、これは国策なんだ、だから、国に相談したいという人がたくさんいます。それに対しまして、国のきちっとした体制、相談窓口もございますけれども、現時点では非常に不十分でございます。そういったことをきちっと充実させる必要があるのではないかと考えておまして、同様のことがアナ変のときにも行われたと理解しております。

**【ソフトバンク】** ちょっと別の視点でよろしゅうございますか。①、②については電波利用料でというお話があったと思いますけれども。

一般財源がないので電波利用料にというのは、ちょっと短絡的かなと私は思いました。

ほかには、当然、事業者の自己負担も含めてということになると思うのですが、ここには、自力建設が困難であると認められると書いてございますけれども、そういった内容も含めて、一般財源の方がいいから電波利用料だという形ではなくて、中身を議論していただければと思います。

**【構成員】** 両側のご意見を聞いておりますと、どちらもごもっともだなと思って聞いているのですが、資料2の2ページ目の1のエ、「放送事業者の自助努力による対応が困難な場合に限って国が対策を講じる」ということで、期間や地域などもかなり限定して、どうしても対策が必要な場合を限定するということにポイントがあるのではないかとおっしゃっているのですが、放送事業者が自助努力をしてもだめな場合というのは、どういう基準で判定されて、どう検証されるのかといった細かな情報をいただけますと、さらに……。いずれもそれぞれに理由があるご意見ですので、なかなか判断は難しいのですが、判断がしやすくなるかと思うのですが、地上放送課長からお話がいただければありがたいのですが。

**【地上放送課長】** 私どもの言うところの③に限らず、①についてでもございますが、放送事業者が自分のアナログ放送のエリア、アナログ放送の電波が直接受信可能なところの世帯に対しまして、デジタルの電波をきちっと送り届けるということが、放送事業者の自助努力でやるべきことである、これは原則であると私どもは言っております。したがって、安易に電波利用料、あるいは一般財源による税といったものを入れるということ是不

適当であるというのは、間違いない話だと思っています。ですので、真に経営努力をしても対応できない場合、例えば、中継局、あるいはこの③だったら、いろんなギャップフィルターとか、あるいは共聴施設等々の新設でございますけれども、きちんと経営努力をしても、なおできない場合、これの経営情報等についてはきちんと出していただいて、真にできないということを確認した上で出したいと思っています。

また、どこができないのかということについて、①番につきましては中継局ロードマップということで、全国でどこの中継局を最低限つくらなければいけないかというデータは出ております。公表されております。その中で800局がどこなのかというのも公表されております。③番につきましても、ひとまず、どのあたりで、どれくらいの、例えば、弱電界の世帯が発生するか、混信の世帯が発生するかという検討を今やっております、概数は大まかには出ております。ただし、その方策がどういう形で方策を立てられるか、ギャップフィルターがいいのか、あるいはそんな対策すらとらない、とれないのかというようなこと、それは今、検討中でございます、できれば年内にはっきりさせたいと思っております。といったことで、無限定に広がるという話では、もちろんない話でございます。

それから、①番、②番につきましては、一般会計で支弁できないから電波利用料でというのは安易であるという話がございます。財務省が言っているのは、そういうことではございませんで、これは特定財源と一般的な財源の2つの財源がある場合に、一般的な財源というのは、特定財源で支弁できない場合に限定されるべきであるという考え方にのっとり、財務省は話をしているんだということでございます。どういうことかといいますと、一般会計でだめだから電波利用料でやるべきだというのではなくて、財務省から見て電波利用料の対象になり得るがゆえに一般会計でやるべきではないという考え方でございます。これは論理が逆でございます。

**【構成員】** 確かに、ここではなかなか電波利用、共益事務として乗るかどうかという話をしているわけですが、財務省からは、ちょうど議論が逆ですね。

**【構成員】** 今の議論をずっと伺っていて、最終的に大きな違いが出てくるのは、結局、通信事業者さんのほうは、最終的なユーザーまできちんと管理ができています。放送事業者さんのほうは、NHKに関して言うと、実は、あまりここで受信料の話まで持ち込んじゃうと大変なことになっちゃうんですけども、一応管理されていることになっているけれども、民放さんの場合に関しては、結局、だれが視聴しているのかというのは、少なくともNHKの受信料のデータが行っているわけではないですから、最終的な需要者まで管理

できていない。ですから、そここのところの費用負担をどうするかということなんです。いわゆる半ば公共財的になっている部分の費用負担をどうするかという問題が、結局、論理的には考えないといけない問題になっているのではないのかなと思うんですけれども。

【構成員】 私も1つ心配なのは、この③と④番に関しては、別な見方をすれば、放送事業者さんに対策をなさいよと言っていることですね。おそらくNHKさんあたりは、やっぱり先ほどの受信料の関係で、苦情の窓口もあるだろうし、何らかの対策も講じたこともあるのかと思うんですけれども、ほかの民放の放送局さんは、そういうことに対して、多分、窓口すらないだろうし、対応もしたことはないんじゃないかと思うんです。そういうところについて、どうお考えかなというのを、ちょっと聞きたいんですけれども。対応したことが、今までアナログの時代にあったのか、それとも、やられた場合にどうなるのか、単なる補助を受けたぐらいでできることなのかどうなのかということも大事な問題かと思うんですけれども。ご意見いただきたいんですけれども。

【日本民間放送連盟】 放送の中身等については、そういうお問い合わせは、いろいろ窓口はございます。しかしながら、今回のような非常に膨大な数の、このアナログ変更もそうなんですが、膨大な数を受けられるような体制は、民放の中では確立していないということでございます。したがって、この費用については、別途考えていただかないと、我々としてはできないということでございます。

【構成員】 確かに、放送と通信は仕組みが違うわけですけど、しかし、電波を使っているという点では共通であって、やはり今後、おそらく通信放送融合体系の中で、いつまでも放送で独自の論理でやるわけにいかなくて、そこをどういうふうに、周波数干渉の問題についても、両者を合わせていくかという、多分、そういう話であろうと思うんです。地上放送課長が、相談窓口を国でという形で言うのは、その意味で典型で、通信事業者の場合には、電電公社がNTTになって以来、そういうことはないわけですから、そこら辺の仕組みをどう考えるかということ、もう少しこれは詰めて、また議論していただかざるを得ないだろうと思います。

【日本民間放送連盟】 先ほど来、①、②の点につきまして、どういう基準で議論されているのかというお問い合わせがあったと思います。実は私ども、そういうことも踏まえて、本日の研究会でご説明するための資料を用意してきたつもりなんですけれども、事務局のほうは、そういった資料をお配りして説明するという事は、この研究会ではやっておれないというお話がございましたので、あえて私、口頭で用意してきた話を申し上げたいと

思います。

**【構成員】** 他の意見陳述の方と同様に、口頭でお願いします。

**【日本民間放送連盟】** 時間がありませんので端的に申し上げますと、再三、これまでも申し上げましたとおり、私どもは置局に当たって、99%の視聴者に、アナログの放送を見ている99%の人までには、自分の力ですべて中継局を用意いたしますということを公言しているわけであります。残りのあとの1%をカバーするということを考えた場合、これは事業的にも非常に難しいだけではなくて、電波をどんどんどん出すと言って、最後にその電波が届くかどうかということを確認しながら、最後の1%を、穴を埋めていかなきゃいかんという事態が予想されておりまして、これを2011年までの極めて短い期間に全部やり遂げろということについては、現実的に非常に難しい面があると思っております。それで、これが全部の全国ではありませんし、北海道とか、岩手だとか、離島の多い県においては、その1%を完全にカバーするには大変な資金力と労力が要求されますので、その1%に相当する、ある部分については、何らかの国等、あるいは地方自治体、あるいはそれ以外の機関の協力を仰いで、そういったことを埋めることができないのかということを最初から私どもは主張してきた。それがいわゆる一般会計で何とかならないかと我々が申し上げた理由でもあったわけです。したがって、せめて、それがだめだという話になった場合、これを別の形でやる工夫をやるということについては、私はある意味では極めて自然な流れかなと思いますが、しかし、あとの1%問題は、何も放送事業者だけの問題ではないと思っております。携帯電話だって、山の奥まで、全部そういったことをさせようとするには、それなりの同じような問題が出てきているはずですから、そういったことも、どういった格好でそれを救済していくのがいいのか。その際、電波利用料というのを使うという方法はどうなんだという、そういう広い見地で、少しお考えいただければという意味でございます。

**【構成員】** 格差是正事業の話は、携帯電話もまさに同じですよ。日本全体に携帯電話の鉄塔を立てて完全にするためには、多分、2兆円とか3兆円だったっけ。とんでもない金額がかかるんですね。それについて、補助事業というのを、もう10年ぐらいやっていますか。そうですね。それで、かつては一般財源だったが、今度は電波利用料、ですか。

**【電波政策課長】** 今回のご議論で、なるかどうか。

**【構成員】** 今回で、それはやはり、まさに電波利用料で認めるかどうかという、まさにそういう形になっていて、まさに同じ問題。その意味では、共通な土壌があるというふ

うに思います。

ただ、その場合でも、だんだん思い出してきましたけれども、格差是正事業の場合でも、やはり限りある財源で、どうやって効率的にやるかという形でやっていくという形になります。現在でも、たしか携帯電話で50万人ぐらいですか。40万人から50万人ぐらい、まだ携帯電話が使えない地域があって、しかし、それを使えるようにするためには、やっぱりとんでもないお金がかかるわけで、やはり状況は同じだと。確かにテレビはデジタル化ということで期限が切られているということもありますけれども、そういう背景があるということは、携帯も同じような話だろうと思います。

**【日本民間放送連盟】** 今のお話でございますが、同一の土俵ということはあるかもしれませんが、今回の話は、やはり2011年までにこれをやり遂げると、非常に短期間にやり遂げることなんです。

アナログ放送も始めて50年、中継局がだんだんと整備してきて今の状況が生まれているわけです。それも我々だけではなくて、自治体であるとか、国であるとか、さまざまな格差是正ということも含めて、この関係をつくってきたわけです。それが、この非常に短期間の2011年までという限った中でやり遂げなければいけないと。そういう中で、こういう話が出てきているわけでございまして、これは単なる普通の事業者会社であると、単純なことであれば、これはあと数十年かけて、遅々としてやればいいと、見えなところは、それでいいんだということであれば、それはそれでよろしければよろしいんですが、多分それでは終わらないし、やはり放送の公共性という部分では、非常に大きな意味を持っていると思います。これはNHKさんも含めて、我々、非常にそういう意味では、さまざまな災害であるとか、そういう報道をする。先週の気象庁のお話もございましたけれども、じゃあ、そういう気象情報、台風情報をだれが伝えるんだということになると、これはやっぱり放送事業者なんです。NHKを含めて、放送が伝えていると。これが深く国民に浸透しているから、こういう話になるんであって、単なる事業という観点だけでやった場合は、これは2011年には終わらないし、見えなところがあっていいんですねということになりかねないんです。

そういうことで一生懸命やっているわけなんで、我々も99%自助努力やると言っていますし、あと、非常に困難な1%について、いろいろご検討いただきたいということでございますので、この辺は、ぜひご理解をいただきたいと思います。

**【構成員】** 携帯の場合とは、その点、期限が限られているところが違うというのは、

確かにそのとおりで、でも、携帯のほうも、そういう辺地の市町村等から、どうしてもつないでくれというような形で、次第に。今のところは正式にはユニバーサルサービスではありませんけれども、それに近いような努力を求められているところがあります。

【NTTドコモ】 周波数の移行ですとか方式の移行という観点でいいますと、通信事業者も800メガヘルツの再編の観点で、弊社で使っておりますPDCの周波数をほかの用途で使うということで、今、再編を進めているというところがございますので、それもくしくも同じく2011年ということで、同じ時期を目指して進めておりますので、そういう点でいくと、通信事業者から、その移行に関して、電波利用料をお願いしたいということは一言も言っておりません。そういう点では、ちょっと放送事業者さんのほうでもお考えいただきたいということでございますし、さらには、期限、期限とおっしゃいますが、対象局がそれだけの数をやるのに、ほんとうに期限がぎりぎりに対応できないかというところが非常に疑問でございます。通信事業者からすると、弊社の場合は、年間に約1万局を超える基地局を建設して、ほかの無線局との混信がないことを確認しつつ、サービスを開始しているという状況を考えますと、まだまだ……。まだと言ったら語弊があるかもしれませんが、2011年まで期間がある中で、計画性を持って実施することによって、十分実施可能ではないかと受けとめますが。

【構成員】 ご意見、これをしていると、絶えないところがございますけれども、多分この意見は、これからおそらく今後も、また3年後やるのかもしれませんが、だんだん、そのうち、要するに、通信と放送は融合といいますか、FTTHも進むでしょうし、それから電波でもいろんなことができるようになります。そうすると、その論理が食い違っていること自体が、次第に、どこで折り合いをつけるかわかりませんが、つけなきゃいけないという、多分そういう話になるだろうと。

それでは、使途の話をもっと以上にして、次に負担の話に入りたいと思います。

負担の討議では、前回、国等から電波利用料を徴収すべきかどうか、あるいはその範囲と、徴収すべき額の考え方はどうかということにつきまして議論が展開されたわけですが、それをもう少し詰めたと思います。

まず事務局から、国等の無線局に関連する電波利用料共益事務の例、資料3と、それから地上テレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波数の有効利用方策についての検討状況、参考資料に基づいて、ご説明いただきたいと思います。どうぞ。

【電波利用料企画室課長補佐】 では、資料3をごらんください。国等の無線局に関連

する電波利用料共益事務の例でございますけれども、まず監視の例でございます。

重要無線通信への混信・妨害の申告件数につきまして、平成16年度から18年度までの3カ年につきまして、図で示したものでございます。

重要無線通信というのは、電気通信事業に供する無線通信、放送、気象業務、鉄道事業に供する無線通信等でございますけれども、平成18年で申せば、全体で684件ございまして、うち、国が直接関与する重要無線、これは赤で示してございますけれども、284件という実績がございました。

続きまして、2ページですけれども、周波数逼迫対策技術試験事務の例でございます。案件の例としましては、上から「公共・公益分野における移動無線システムのブロードバンド化に関する調査」、それから「重要無線通信の高密度利用に関する調査」、それからドームの減衰低減技術、これはレーダー関係で、気象レーダーとかに関係しますけれども、このような技術試験事務の例がでございます。

また、研究開発の例で申しますが、レーダーの狭帯域化技術の研究開発、これはレーダー関連を想定したものでございます。

参考までに3ページですが、これは前回、第4回研究会資料です、そのまま付けたものですけれども、仮に免除規定がない場合に、納入告知書を発行した際に免除額が幾らになるかというものでございます。平成17年度では15.9億円ということでございます。

3ページ、4ページは、参考資料でございます。

続きまして、資料の参考1をごらんください。これはテレビジョン放送のデジタル化完了後の空き周波数、いわゆるアナ変での空き周波数でございますけれども、有効利用方策についての検討状況のご説明をいたします。

いわゆるアナ変による130メガヘルツの跡地でございますけれども、ついでに申しますと、現在のアナログテレビの1から12チャンネルの全体の70メガヘルツ及び、テレビチャンネルでいきますと53チャンネルから62チャンネルの計60メガヘルツ、合わせて130メガヘルツでございます。これを昨年からの提案募集等を踏まえまして、現在のところ、利用方策としては、下の図のような状況になっております。大きく分けると、放送、自営通信、ITS、電気通信という4グループに分かれております。現在は、これについてパブリックコメント中でございます。

この2番目の自営通信につきましてですけれども、昨年の提案募集等を踏まえまして、2枚ほどめくっていただきまして3ページですけれども、この32.5メガヘルツ幅の自営

通信ですが、3、4、5ページのとおり、空いた所に対して国からさらに使いたいとしている提案を複数いただいている状況でございます。この赤字で示している部分でございます。

**【構成員】** ただいま資料に基づいて説明していただきましたけれども、電波利用共益事務と申しますか、電波監視とか、あるいは試験機関等について、現実には、重要無線でも、国等がかなりな程度受益をしているということが示されているわけでありまして。また、今後、130メガヘルツの中でも、国等が自営通信の中で割り当てられる可能性が、それは決まっているわけではないわけですが、割り当てられる可能性があるだろうと。その場合において、現在、国等が電波利用料を免除されていることをどう考えるかということですが、まず、構成員の方々、どなたかご意見等ございませんでしょうか。これから意見交換に入っていきたいと思っておりますけれども。

それでは、国等のほうからいらっしゃっている方からご意見をいただければと思います。

ちなみに、規制改革会議で、国等が利用している電波についても、十分に有効利用されているかどうか、そして、真に公共的な用途に使われているかどうかという問いかけがされていて、そうでなければ、要するに、十分に有効利用されていなくて、実質的に公共用途といっても、民間の場合とそれほど変わらない場合には、やはり利用料を払うべきだろうという提言が出ているのはご承知だろうと思っておりますけれども。

**【構成員】** 疑問というか質問と、それから私がどう考えるかという話と、2通りあるんですけれども。

1つは、国がやっている無線関係について、一律、ほんとうに取っていいのかなと。もしそうだとすると、どこに基準を設けるのかな。取ってもいいやつといけないやつ、その線引きは非常に難しいなと思っています。

それから、取るほうの理屈で言えば、私は基本的には取るべきだと思っています。それは多分、皆さんも、例えば、高速道路に乗りますよね。高速道路は商売をやっている自動車にしたって、それから国関係の仕事で動いている自動車にしろ、特別な警察とか消防を除いて、やはり高速道路の料金を払っているわけで、電波というのも高速道路と同じような仕組みに考えていっているわけです。使っている人に、より使い勝手のよいような形をしていこうという整備をしている以上、やはり高速道路と同じ考え方ができるのかな。そのときに、今現在、高速道路も、先ほど言いましたように警察のパトカーとか消防自動車というのは、場合によっては払っていないのかもしれない。そういうのを電波についてど

う区分けするのか。それとも全部一律取っちゃえよというのは、議論もあるのかなという気がします。ですから、ぜひ国のほうの方として、その辺のところのご意見を聞かせていただきたいと思うんですけど。

**【構成員】** 考え方は全く一緒なんですけど、僕は取らなければいけないと思っているんです。

それはなぜかという、1度、公的なところに負担をかけないというふうにしてしまうと、それ以上、よりその技術を高めたりとか、効率的に有効活用しようとするモチベーションがどこにも働かないということが起こってしまうということで、負担をしている、しかも、それが公的な負担で、つまり後ろに租税の費用がかかっているような負担の場合、国民からのプレッシャーがかかって、最も効率的に、あるいは常に技術水準を高めていこうとするモチベーションを、民間の団体と同じ、事業者と同じように受けるべきだと思います。市場化テスト法の世界と全く同じで、同じ事業をやるのに、行政の場合、だからといって、そのことというのは公共性を認めていないというわけではないんです。公共性があるということはよくわかっていて、しかも租税循環という概念もきつと発生するだろうと思いますけど、手法として負担を感じていただいて、より有効に使うということ。僕はこれは微弱電波のときもそうだと言いましたけれども、みんなが電波を使っているという意識をきちんと持っていただいて、それを適切に有効に使っていくことのために、この手法というのを有効活用していくために、こんな会議をやっているんだと。みんなで負担しながら共益の議論をしようとしているわけで、そういう意味では、だから、限られている電波という資源を、できるだけ有効に、みんなで使うというためのことが一番重要な概念だと思っています。

じゃあ、どれぐらいかって、それから民間と同じだけ負担をするのかということと言うと、スタートポイントは民間と同じだけ負担をするという、ここに書かれている、つまり幾つかの基準に照らし合わせて考えていくべきだと思いますけれども、そのプロセスでディスカウントするための幾つかの理由が出てくるだろうと思っています。

**【構成員】** 今、構成員の中から、基本的に国も負担すべきであるという議論がありましたけれども、もう一つ、規制改革会議で、国で周波数を果たしてどの程度有効利用しているのか、その基準で考えなきゃいけない、そのことを踏まえてといいますか、有効利用度というものを考えなければいけないということですので、よろしければ、ここで事務局のほうで、国等の無線局における電波の有効利用度の評価ということをしていって、検討

ということをしていただきましたので、資料を配付していただいて、ご説明いただければと思います。

(資料配付)

【電波利用料企画室課長補佐】 それでは、本日は「国等の無線局における電波の有効利用度の評価方法について」ということで、野村総合研究所をお招きしております。お願いいたします。

【野村総合研究所】 私どものほうでは、国等の無線局における電波の有効利用努力の評価について担当しております。その中で、大きくは総務省様がお持ちの電波利用データベースの解析であるとか、あと、既にご協力いただいておりますけれども、免許人等へのヒアリング、そういったものを積み重ねて評価をしていきたいと考えております。

その際に、電波の有効利用努力の評価の観点について、ご説明させていただきますと、まず、大きく2つについて考えております。1つは免許人が所有する無線局が効率的に稼働しているかどうかという観点でございます。そして2つ目が、免許人によって周波数が有効に利用されているかどうかという観点、この2つの観点から評価を実施することを検討してございます。

前者の無線局が効率的に稼働しているかどうかという点につきましては、まずアとイというふうにありますように、そもそも確保されている周波数の利用帯域幅あたりで、実際にどれぐらいの無線局を設置されているかどうかというのを民間と比較していくという指標が1つ目です。やはり幅が非常に大きく確保されているにもかかわらず、無線局が非常に少ないとか、そういった部分で有効利用努力というのを図りたいと考えております。

イの部分につきましては、そういった無線局が実際にどれぐらい利用されているかどうかという点で、その利用頻度であるとか稼働時間といったような、そういった指標で評価をしていきたいというふうに考えております。

2つ目の点といたしまして、周波数が有効に利用されているかどうか。こちらにつきましては、空き帯域の確保に向けて、アナログの方式からデジタルの方式への移行がどの程度進んでいるかどうかという点でございます。こちらについても、デジタル化の比率という点で、データを今解析しているところでございます。

さらに、そのデジタル化につきましても、いろいろレベル等がございますので、その際に、どのような多重符号化方式を用いているのか、変調方式を用いているのかといったような比較を行っております。

そして、最後、(2)のイになりますけれども、デジタル化において、より高度な高速・高品質伝送方式が導入されているかどうかという点でございまして、デジタル化とも関連しますけれども、ナロー化がどれぐらい取り組まれているとか、あと電波の、ある意味、質を高めるといって、フィルターの特性であるとかアンテナの特性、そういったものの現状についても比較しようということで、今、取り組んでおるところでございまして。

**【構成員】** この有効利用についての努力はどの程度されているかということは、おそらく国等、今のところ利用料を免除されているわけですから、その場合において、有効利用はどのぐらいかということは調べなきゃいけない。もしそれが、有効利用しているといっても、それは民間と同じぐらいか、あるいは民間よりも非効率な利用をしていることになれば、それはまさに電波利用料を免除しているということの正当性がなくなるということであると考えなければいけないだろうと。

それから、国等の場合、先ほど真の公共性という議論がありますけど、公共性につきましては、先ほど来、民放連、放送事業者の方々も公共性を議論し、そして、当然、通信事業者の方も公共性をですね。これはなかなか難しい話ですが、先ほど構成員からありましたように、緊急無線等の場合には、ある意味での公共性はあるかもしれませんが、電波の利用一般、国が使っている、その大部分の通信用途は、おそらく公共性という点では、放送事業者、通信事業者が使っているのと、それほど質的な違いはないんじゃないかというふうに考えられると思います。そういう場合において、その意味において、一部は別にして、大部分については、実質的には、ほかの免許人の方々と同じような形でお使いになっていると。その場合に、先ほど当初の資料でありましたように、実質的には免除ということで、電波監視とか、あるいは試験事務等で、電波利用料を財源として使って、それによって、特に電波監視や何かで国等が守られているわけですが、そういう形で肩がわりされているという状況を見て、それでも、やはり国等は負担をしなくてもいいのかという議論が、多分、免許人の方々からは当然そういう声が出てくるだろうと思うんですけれども、それについて、国等の免許人、国等の利用者を代表されていらっしゃるの方々、何かご意見等ございますでしょうか。

**【海上保安庁】** 構成員の方から、緊急遭難通信に関する一部分については免除したほうがいいんじゃないかというお話もございまして、私どもの持っております周波数につきまして、自分の中で使っているものも確かにございまして、漁船ですとかプレジャーボート、あるいは航空機のように、相手があって、その相手のエマージェンシーをウオ

ッチしているという周波数もございますので、利用する頻度や通信データの量などの評価方法につきまして、このあたりを考慮していただきたいと存じます。

また、災害が発生したときのピーク時のために、ふだんは使っていないような携帯無線機もございますけれども、その辺の利用頻度についても、民間さんとは若干違うということを考えていただきたいと思います。

【国土交通省 大臣官房】 私どもの意見は、前回申し上げたとおりでありまして、無条件で国の免除ということを行っているわけではございませんで、当然、閣議決定にもありますし、今回資料にもありますけれども、真に高い公共性ということと有効利用の努力という、ここに尽きるとしております。

それを前提としまして、今、構成員の方がお話ししたことに、若干、あえて意見を言わせていただきたいんでございますけれども、やはり国民の安全・安心、災害対策を直接の目的とする、そのために構成しているという部分と、いろんな事業を展開する中で、もちろん災害であるとか、公共性が求められている部分はあると思いますけれども、そこはやはり少し分けて考えていただきたいというのが希望でございます。

それから、この補足資料で言われております評価項目についてでございますけれども、今もちょっとお話ありましたけれども、特に1番の、まず、アのほうから申しますと、もちろん単位周波数当たりのというのは1つの重要な要素だと思いますけれども、やはり何目的かということによって、当然、必要となる帯域幅が変わってくると思いますので、目的を考慮していただきたいということと、それから、イにつきましては、やはり今も申しました、災害時に非常に大きくなるトラフィックを想定してといいますか、それをさばくためのシステム構成にしておりますので、ある意味、当然といえば当然なんですけど、平常時における利用というのは、回数であるとかデータ量等も少ないものになっております。ですから、何を目的としているかということによって、そもそも効果を発揮しないといけないときのデータ量等々を、ぜひ対象データといいますか、参照データにさせていただけたらと思っております。

【内閣府】 この電波利用料制度発足の当時から、国等の行います公共の安全を目的とした無線局に関しては免除の特例措置がとられているわけです。その発足当時と現在までの間、我々の公共無線に対する取り組みというのは、何ら変わるところはないと。変わるところがない点を幾つか申し上げますと、まず、もともと電波利用料の目的が不要不急な用途の無線局を顕在化させると、そういうことで有効利用のインセンティブを与えるとい

うことがあったと思いますが、このような調査をしていただいていると思いますが、その発足当時から、我々の行っている公共の安全の目的に関して、不要不急な無線局というのは、そもそもないのではないかということが第1点。

それと、電波監視業務から、もちろん私どもの国の無線局も恩恵をあずかっているわけですが、結局、その恩恵というのは、専ら国民に還元されるものでございまして、それは先ほど来おっしゃっています携帯電話とかテレビ放送などと同じ、公共性という観点と同じなんです、例えば、携帯電話などは対価を得ただけが恩恵を受けられますが、公共の安全というのは、国民であれば、だれでも等しく受けるものであって、対価を払ったから受けられる、払わないから受けられないといったものではないといった点も、何ら変わっているところではございません。

あと3点目申し上げますと、電波監視等の予算的な措置を、一般行政の予算から手当てできないものを、いわば補完するという意味で、特定財源の電波利用料が取られるという点もあると思うんですが、そもそも電波監視という業務は、私どものやっている国民の生命・安全を守るという、全く同じ国としての責務であって、このための予算を措置するというのは、当然その責務の一部である。予算が足りないからといって、利用者の負担を求めるといようなことは、国としては普通はやらないというのが常識で、その考え方も当時から変わってございません。

あとは、いわゆる国庫循環の問題がございまして、やはり公共サービスに用いられる、例えば、土地に係る租税効果等は徴収されていないように、こういったものは政策的に免除されると。国庫の中で循環するだけで、徴収事務の経費だけがかかって、結局コスト削減に逆行するというものですから、こういうのは政策的に免除するというのが考え方でございます、これも一切変っていない。こういうことで、現在行われている特定措置というのは継続されるべきだと考えております。

**【構成員】** この参考の1の図のところ、今、ちょうどパブコメにかかっている、6月27日に答申されることになる、空いたところの電波の有効活用に関して、いろんな使い方を募集して、1年間ぐらい大議論をしてきていたんですけども、そのプロセスで、国等のところから出てきたものの共通の問題点というのがあったと考えています。それは何かというと、ピーク、オフピークがある。つまり、緊急事態のときに使う。それだったら、通常使っている電波帯でもいいから、緊急事態のときは民間の通常の体制というのをストップさせてでも、思い切って緊急事態専用にするようなというか、そういう転換をし

て有効活用ができればいいんですけど、現在のところ、なかなかそういう方向に行かなくて、ある幅をしっかりと確保しようという動きになる。ほんとに緊急事態のときに使おうと思ったら、つまり日常的な活用というのはなくなってしまうわけだから、そこに思い切って変えられるような体制というのを、そのサービスの中に組み込むことというのが考えられるといいんですけども、どこかでプレッシャーをかけないと、そういうところに移っていかうという技術的な努力とか制度的な選択というのがなかなかできないんです。だから、ほんとに緊急事態の防災体制のときのために対応するということでは、もっと国策として体制を組まなければいけないんだけど、今、個別に、個々のところから次々に、そういう、すべてのところでブロードバンド型で映像を送る。しかも、ものすごくリッチな情報伝送という感じに僕には見えてしまうような例がたくさん出てきて、それを調整してくださいということがとても難しかったというプロセスがありましたということで、そこでも、やっぱり同じような議論をしなければいけなかったということです。

**【構成員】**　ただいま、おっしゃられた点ですし、免許人の方々からも出ている点ですが、やはり国の場合のピーク、オフピークの差の問題というのをどうするかって、非常に大きな問題なわけです。

取る取らないという話とは、また別問題なんですけど、例えば、英国で出されている報告書なんかを見ると、これは二次利用のところとつながってくる問題なんですけれども、結局、国のほうにもう少し管理権、国の各免許人さんのほうに管理権が移ってしまえば、逆にお金を取るかわりに、国のほうでオフピークのところの需要というのを、だれかに貸し出せというような話になってくる。もちろん、二次利用の話をここで言い出すと、ごちゃごちゃになってしまいますけれども、逆に言うと、オフピークの部分で使わないところというのを、どんどん実験用に使うとか、わりと止めることが簡単にできるものに、うまく抱き合わせにしていくということで、ある程度、対応ができるんじゃないのかなというはあると思うんです。

もう一つ、議論の中で出てきているのは、国庫循環という話、かなりいろんなところで出てくるわけですが、国庫循環ということでは、例えば、国が使用している自動車に関して、特定財源だということで、道路特定財源に絡むようなガソリン税をガソリン入れるときに、みんな戻しているのかどうかとか、そういう問題というのも出てくるわけです。だから、国庫循環だからということで言うと、少し議論がおかしくなってくるのかなというところはあります。

ただ、最終的に料金を取るときの問題として、前回の議論ともつながってくるんですが、果たして有効利用につながるようなインセンティブが、国のほうにほんとに発生するのかわかるというのが一番大きな問題で、前回出ていた議論、あるいは今回出ていた議論からいくと、例えば、航空機のほうの機器も対応してもらわなきゃいけない。それから船舶に関しても、各船のほうの部分も対応してもらわなきゃいけない。しかも、それが国際協定で決まっているということは、いくら仮に高いお金を何らかの形で取ったからといって、用途が変わる、あるいは周波数の利用が減るというわけにはならないわけなんです。ですから、そういった需要の価格弾力性が、どのくらいかというのが、やはり料金取る取らないの議論に必要なのです。それから取る場合の幅ですね。

個人的に言うと、私も管理費的な部分というのはかかっている、要するに、a群、b群で言うと、b群のところは絡んでくると思うんですが、a群のところをとるインセンティブというのは全くないのではないのかなと個人的な印象としては思っています。

**【構成員】** 先ほど私は、真の公共性といいますか、海上保安庁の方の、今ありましたけれども、一部は免除というか、取れない理由はあるかもしれないと言いますが、電波利用料のほとんどの議論で言うと、基本的に、電波利用料というのは電波利用の共益費であって、一般公益——公共的な利益ではないわけです。したがって、先ほど、確かにそういう国等が利用している、例えば、消防とか警察無線とか、そういう場合に、国等が免除され、それによって電波監視のコスト等を他の免許人に負担してもらっているわけですが、その他の免許人というのは、結局、最終的にはエンドユーザーに負担を転嫁しているわけです。しかし、エンドユーザーは国民全体ではないわけですから、それは特定の国民に負担させているという形に結局はなるわけです。基本的に、国等が行っている公共的な業務についての最終負担者は、やはり一般。これこそ一般財源で、国民全体が負担するという仕組みなんで、ほんとはその意味において、海上保安庁も含めて、公共用途だからといって、それを免除するというのは、理屈はほんとは電波利用料の仕組みから出てこないですね。ただ、ごく限定的に免除があり得るでしょうけど、一般的に国等であるからといって免除には、電波利用料の議論からいえば、それはならないだろうと、負担の仕組みが違って来るだろうという気がいたします。

**【国土交通省 大臣官房】** 先ほどの災害時以外、オフピークの話というんでしょうか、災害時だけで、それ以外は、いろんな多様な使い方ができるじゃないかというお話でありますけれども、目的としておりますのは、災害時に確実に機能するという、その1点で

ございますので、例えば、共通に、緊急時においては、特定の限られた、例えば、防災関係機関のみが使う、そのほかのときには一般の方が使うという仕組み、これは大歓迎でございます。ですから、割り当てられた周波数を既得権のように持ち続けているという、そういうつもりは毛頭ございませんと。

なおかつ有効利用ということから申し上げますと、例えば、デジタル化でありますとか、あるいは狭帯域化でありますとか、そういった部分については、もちろんこれまで取り組んでおりますし、それから固定局で、随分前は、例えば、400メガぐらいの固定局なんているのがありましたけれども、そういったものも、周波数の使い方の観点の中で、より高いところに移行する、あるいは行き先が2ギガだったんですけれども、また2ギガから、今度はより高いマイクロの周波数に移行するといったようなことも、計画的にしっかりと移行しているといえますか、対応してきております。ですから、有効利用に向けての努力といえますか、取り組みという意味では、もちろん国土交通省だけじゃなくて、ほかのところもそうだと思いますけれども、そういうふうにしっかりやっているつもりでございます。

**【構成員】** この点については、公共性につきましては、今、いろいろご議論があったわけですが、一応、基本的に、民間の通信事業者なり放送事業者の場合の公共性と、ほんとの意味での質的な違いまでは、おそらくないと言わざるを得ないんじゃないかと思えます。

それから、有効利用については、今、ご議論がありましたけれども、これについては、引き続き評価方法でチェックしていただきますけれども、民間に比べて、民間よりも、より有効に利用しているということには、おそらくならないんじゃないかというふうに、私は今考えて、むしろ、民間よりも有効利用していないという結果が出た場合には問題になるだろうと思えますけれども、こういうことで、次回、国等がどのように有効利用しているかということは、野村総研のほうで調査していただく。次回、それを踏まえて検討したいと思えます。

そして、国等のうち、例えば、国等の等の中の独立行政法人、国立大学法人については、少なくとも、これはもともとただ単に国の一部であったからということで、そこからスピアウトしてきた事業者でありますから、これについては、おそらく電波利用料を免除しているという理由は、実質的に行っている作業は民間と同じだろうと思えますので、徴収せざるを得ないんじゃないかと思えます。

国一般につきましても、きょう、ご議論がありましたけれども、次回の有効利用についての方策を見ながら方針を出していきたいと思います。

以上のように、よろしければ、国等の無線局の負担については、今回はそういう方向でまとめさせていただきたいと思います。

次に、携帯事業者に比べて、放送事業者の現在の電波利用料負担が著しく軽いわけですが、それをどうするか。何らかの形で負担を上げるべきか、あるいは、ある無線システムの中で、個別配分における勘案要素につきまして、前回も事業者のほうからいろんな要素が挙げられましたけれども、そういう勘案要素をどう考えるかという、そのような問題について考えたいと思います。

それでは、まず事務局のほうから、勘案要素の有無による電波利用料の負担についてご説明いただき、それから構成員を中心に議論し、また、皆様とご議論を展開したいと思います。

**【電波利用料企画室課長補佐】** それでは、資料4-1をごらんください。

前回の研究会で、「勘案要素なしにした場合どうなるか」というお話がございました。まず、現行利用額、a群、200億円でございます。640億円のうちの200億円でございますけれども、これは勘案要素なしにした場合ということですが、一応、仮に今までと同様に、3ギガ以下と3ギガを超える比率を3対1だとした場合、前と同じですけれども、その場合で計算しております。勘案要素なし、いわゆる周波数帯をそのままの比率で割った場合は、その上の段にありますとおり、横幅を150対50、要は3対1にしますと、このような分担になりまして、それを掛けますと、携帯電話から40.1億円、テレビジョン放送が55.8億円、以下の順の負担となっております。

勘案要素につきましては、3ページにあるんですけれども、3枚目をお開きいただきますと、例えば、「多数の免許人等が同一の周波数を共用している場合」は、係数を2分の1と。ここに勘案要素の種類が書いてあるわけですが、それから「国民への電波利用の普及に係る責務、例えば、ユニバーサルサービス、またはこれに準ずる責務というのは、法令等において規定されているもの」は係数を2分の1、それから「国民の生命、身体の安全及び財産の保護に著しく寄与するもの」については2分の1、それから「非逼迫地域」では5分の1、その他テレビジョン放送については370メガヘルツから6メガヘルツ、いわゆる係数で言えば370分の6というものがありますけれども、このような勘案要素を、また1枚目に戻っていただきまして、適用しますと、下段にあります「勘案要素あり」

となります。これは横幅を周波数帯域幅に比例する長さにおさめると、図示すると下段のようになるというもので、ほぼ青と緑になってしまうわけです。現行の料額はこれで負担しているというものでございます。全体で996メガヘルツ（勘案要素なし）が、383メガヘルツ（勘案要素あり）となっているものでございます。

続きまして、右側の50億円のほうですけれども、3ギガ超え周波数ですが、人工衛星、マイクロ固定、勘案要素なしの場合は、それぞれ12.9億円、31.5億円の負担と、仮の話ですけれども、こうなりますが、これを先ほどの3枚目の勘案要素を適用しまして、周波数帯幅のスケールのままに長さを変えますと、下段のようになります。すなわち、ここではみんな勘案しているんで、さほど3色の色の比は変わっていない。結局負担はほぼ変わらないということになるかと思われま。

続きまして、2枚目ですけれども、先ほどの1枚目のa群の勘案要素ありとなしを、それぞれb群を足しこんで現行の負担料額に適用したものが、この図でございます。

一番下の勘案要素ありにつきましては、前回の資料と同じでございます。これに対して、周波数帯幅による勘案要素なしにした場合は、この図のとおりになりますということでございます。それぞれについては、b群が加わって、このような幅になっているものでございます。

続きまして、資料4-2をごらんください。前回の資料で、今研究会の資料の参考3でございますけれども、全体予算760億円、3ギガ以下と3ギガを超える比率を3対1とした場合ですけれども、a群、それぞれ①、②、③とありますけどーこれは参考3の①、②、③、前回の資料のとおりでございますーa群の額はそれぞれ、上から370.7億円、532.5億円、3番目が451.6億円でございます。①番、②番、③番は、それぞれ上から、アナ変がb群に入っている場合、a群に入れた場合、3番目についてはa、b、半々にした場合でございますけれども、それぞれ追加的電波利用料を除いて3対1に分けたものが、その上段にあります①、②、③の278億円から始まる数字でございます。②の場合はアナ変がa群に入りますので、追加的電波利用料を30億円引いたものとなっております。これを勘案要素なしで適用した場合、上段の数字になります。下段は、それを勘案要素あり、現行の方法でやった場合でございます。

これに、b群を加えて計算したのが、その次のページでございますけれども、それぞれ試算①、②、③とございます。それぞれアナ変をb群とした場合、a群とした場合、半々にした場合でございます。

順番で言えば、①、③、②の順に a 群の予算額が大きくなる、また b 群の予算が小さくなるということで、これにより、①、③、②の順で、テレビジョン放送や人工衛星の負担が大きくなるということと、携帯の部分が少なくなるということになります。

**【構成員】** 数字がいきなり出てきて、なかなか理解困難ですけれども、1つは、新たな760億円を前提として、勘案要素を入れた場合と入れない場合で、負担額はこれだけ違うと、それをどう考えるかということ。それと、試算で①、②、③を入れているのは、要するに、a 群と b 群の計算において、アナログ変換、周波数変換対策業務を b 群として取り扱うか、それとも a 群として取り扱うか、a、b 群半々とするかという前回の案によって、微妙に金額を違えております。このような負担の割合について、事業者のほうからご意見が出てくるのは、もうわかっていますけれども、その前に構成員のほうから、交通整理の意味で、ぜひご意見をいただければと思います。

**【構成員】** 1つ質問させていただきたいんですが、勘案要素なし、ありということになってきますと、もちろん、現行の制度で2010年までテレビ放送の追加料額分というのが決められているからということとは事実なのかもしれませんが、逆に言うと、勘案要素なしということと言うと、勘案要素があるからこそテレビ放送の追加料額分というのが存在していて、勘案要素がなくなってしまったら、テレビ放送の追加料額分というのは外して考えないと、話がおかしくなってくるのではないのかなという気がするんですが、その点はいかがなものなのでしょうか。

**【電波利用料企画室長】** 勘案要素ありなしには、追加的料額は関係なく、まず、追加的料額の30億円だけを取り出して、そうした上で勘案要素ありなしということをやっております。それは現在の料額でも、そういうふうな計算方法をしているということです。

**【構成員】** この試算の判断なんですけれども、これ、要するに勘案要素なしというのはあり得ないわけですよね、こういうとり方というのはきっと。そうすると、勘案要素ありになっちゃって、勘案要素ありというのは、今もこの例で、多分、ありと決まったら、この3つのうちのどれかということになっちゃうのか、それともこれも単なる例であって、勘案要素の係数そのものはまだ見直す余地があるのか、どっちなんですか。

**【構成員】** 基本的にこれは別に、勘案要素ありというのは3年前の話であって、今回、一応、勘案要素なしにチャラに戻って、そこから今後3年について勘案要素をどう考えるかという、そういう話になるんだろうと思いますけれども、既成事実というわけではなく———というか、もし携帯事業者のほうで勘案要素ありのままということになれば、それで

議論は別にそのまま済むんですが、多分、そうはならないと思いますので、やはり何らかの形で方針を考えなければいけない。ということは、要するに、特に電波利用料の負担が増える理由の1つとしては、通信事業者以外の、特に放送事業者等の地デジ完全移行という形で増えてきているわけですし、それから、新たな要素があるので、そこら辺はもう1回見直さなきゃいけないという話だと思いますけれども。

構成員の方、後でお話をいただいてもよろしいですけども、では、そろそろ免許人の方々のご意見もお聞きしようと思うんですけども、どうせ携帯事業者の方々、ご意見があると思うので、よろしければ先に携帯事業者以外、放送事業者等の方々からご意見をまずいただければと思いますけれども、どうぞ。今のところ、勘案要素なしから話を出発するという前提をお考え……勘案要素が必要であるというご意見がもしなければ……。

【J S A T】 私ども人工衛星を運用している会社でございます、主に無線局といいますと人工衛星局と、あと地球局という形になります。電波の話で恐縮なんですけれども、前回の見直しのときに、私ども例えば人工衛星局に関して電波利用料、150倍近く、140数倍値上がりになったということになっています。今回、これを見て、勘案要素なしということになっちゃうと、私ども事業としてはもう成り立たないという状況でございます、ぜひ勘案要素ありという方向でお願いしたいんですけども、それでも試算結果を見ますと、現在の総額と比べると、新しく今回の見直した総額の増えた部分を勘案すると大体2倍近くになっているというところで、これも結構きついなというのが正直なところでは。

前の議論に戻ってしまうんですけども、総額として120億、今回増えていますけれども、ほんとうに120億増やす必要があるのか。前回のところで上限でキャップをつける。大幅に増えないように留意するみたいな話が事務局からありましたけれども、今回、20%ぐらい増えています、ほんとうにそれが必要なのかというところがちょっとまだ納得というか、検討していただきたいという部分があるのと、もしこのままでいくとするのであれば、やっぱり地デジ関係のところ、もし追加するのであれば、関係する業界のところの部分は見直しが必要なかなとは思っております。

【NTT西日本】 勘案要素ありなしにつきましてですが、固定のところ、マイクロ固定のところは勘案要素ありなしって、さほど変わらず増えているんですね。それで、前回の議論から環境的に変わっているのは、固定マイクロの4ギガ、5ギガというのは平成24年までに退出する、返還するというところで計画的にこの無線局を周波数帯から撤去して

いるというようなことで、そうすると、この周波数帯の中にある無線局の数が格段に減ることになっています。

前から比べても3分の1ぐらいになっていますので、固定マイクロの負担額が前と同じであっても3倍には上がるような格好になりますし、今回、2割以上の額が割り振られているということになっていますので、そうすると、その7倍ぐらいの1局当たりの無線局の負担が出るということで、ぜひ移行する周波数帯に関しましては、新たな勘案措置ということでご考慮願えないか。特に私どもこのマイクロのところにはルーラルのユニバーサルサービスを提供するためということで、その部分に限ってみますと価値は増大しておりますので、ぜひともご考慮願いたいなど。無線局当たりの負担が同額になるようなことでご考慮いただけないかと思います。

【NTT東日本】 今、JSATさんのほうからもお話がございましたけれども、我々もJSATさんのほうの回線を借りまして、現在、硫黄島だとか小笠原には電話のサービスを提供している。それから、今、西日本さんからもありましたが、このマイクロ固定の領域、東京の島嶼部、八丈等、電話サービスを提供しているという状況でございまして、いわゆるユニバーサル・サービス・ファンドの対象エリアをどうしてもこの無線帯域を使って提供せざるを得ないと。24年までには退出をするということで、先だってちょっとお話しさせていただきましたが、80億ぐらいのお金をかけまして、海底光化等の検討を今進めているところではあるんですけども、何分まだ時間がかかるということで、今回のこれを見直していきますと、西日本さんのほうからもありましたとおり、この負担額が数倍となる。

具体的に申しますと、この後の4-2の資料でいきますと分母が減って分子が増えるということで、大体6倍から7倍ぐらい、金額にして数億、事業計画に影響を与えるということで、非常に事業計画上、多大な影響があるということで、それについては勘案を西日本同様、ちょっとしていただければと考えております。

それからもう1点、この計算の方法に関してなんですけれども、このa群のところを3ギガヘルツとそれ以上のところで3対1という形で負担額を分けている、比率で分けた計算方式に基づいて今回の試算が出ているわけなんですけれども、JSATさんなり西日本、東日本の人工衛星、マイクロ固定というのは、経済的な価値観をかんがみても、できれば撤退をしたいという領域のところなんですけれども、3ギガ以下の周波数の帯域につきましては、電波の到達エリアも面的に非常に広いということで、ビジネスの面から見ますと、

都市部でも、ルーラルでも非常に人気が高く逼迫している帯域にもなっているということ  
を考えますと、この利用料の負担原則というところにもあろうかと思うんですけれども、  
経済的な価値に基づく比率というのがほんとうに3対1なのかどうかということを考えま  
すと、これ、例えばなんですけれども、同じ送信電力を送信した場合の電波の到達可能エ  
リアの面積比率で言うと、大体8対1から9対1ぐらいになるのが実態でございますし、  
それがいいとは申しませんが、経済的価値の比率というものがほんとうに3対1なのかど  
うか、このユニバーサル・ファンドで、これも報道されるようなご負担をいただいている  
ような領域のところと少し区別して、経済的価値という観点でこの3対1というのも見直  
しして、今回、試算のほうも考えていただければなと思っております。

【日本民間放送連盟】 一言で言えば、ただただ驚愕しております。どうしてこんな資  
料が、きょう、私、見ただけでまだよく理解できないんですが、常識を超えるような案が  
突然出されていることが大変理解に苦しんでいるところであります。これからよくこれの  
意味するところを少し我々も持ち帰ってでも検討せざるを得ないのであります。一、二、  
私がこれを見ただけでわからない点がありますのでお尋ねをいたしたいのであります。こ  
この勘案要素の中の3枚目ですか、一番下のところの⑥のところのその他、370メガを  
6メガということが書いてありますが、この意味するところは、おそらくデジタルテレビ  
ジョン局が、現在、電波利用料としては1局7,400円というお金を取っております。こ  
これは、平成17年以前は2万3,800円だったものをあえて17年度の改正で7,400  
円一律にという極めて低いお金で電波利用料をデジタルテレビ局についてはそれで結構だ  
という経緯があったわけでありまして。

なぜそんな低い料率をこの時点で示したかということ振り返ってみますと、それがこ  
この⑥の中にはよくわからないのであります。私どもの理解としては、平成16年電波利  
用の見直しの算定基準具体化方針というところを書いてありまして、これまでの二度の国  
会審議を経て負担のあり方を含めて整理し、電波法が改正した経緯等を踏まえて現行の算  
定基準を採用する。アナログ周波数変更対策の実務がほぼ終了した時期になって——ちょ  
っと違いました、ごめんなさい。特別な理由により、まあ、言ってみればこの平成20年  
から22年、この期間、あるいはそれよりももう少し前なんです。デジタル化を2011  
年までに完了させるまでの期間に多大の設備投資を放送事業者が強いるので、そちらに放  
送事業者は全神経を集中させるために、特に電波利用料についてこの間は特別な配慮で、  
今言ったような極めて安い価格に設定したと。

その価格と何かを比較してこの数値が特に低い状態であるということを、あるいは現時点でそれをもとへ戻したほうが良いというご提案なのかなというふうに感じますけれども、今この時点でそういうことをやる必要が果たしてほんとうにあるのかと。それは何のためにそういうことをするのかと。デジタル化を2011年までやらなくてもいいよということを表示しているのかどうか。そこまで議論が発展するテーマだと私は思っております。我々が言いたいのは、少なくともこの20年から22年までの間に、このような大それた見直しというものはあってはならないと思います。事業の継続性の確保という意味から言っても極めて遺憾な提案ではないかと私どもは思っております。その点が1つ。

それからもう1点は、この時点でまたアナ変換の負担分をa群、b群にするしないという話がもう一つ提案にあります。これについても私どもは非常に遺憾に思っております。なぜこの時期にそんな議論を持ち出すのかということでもあります。これは17年度の改正をするための研究会を何度か開いたときにも、その議論が大に行われました結果、当面、22年まではこれについてはb群でいこうということを決めてやってきたわけですから、その仕事が進んでいる最中にそれを見直せという提案をするのは、これもまことに事業の継続性から言って不穏当な提案ではないかと思っております。そういったことを議論する必要があるとしても、それは2011年のアナログが完全に終わってからの議論にすべきであって、それまでの間、我々のいろいろな事業をディスターブするような、こういった提案を平気で出してくるという神経に私は非常に驚いております。ほんとうにそんなことが許されるんだろうかという怒りにも似た気持ちであります。

ちょっと感情に駆られて言い過ぎた点もあるかもしれませんが、まことにもって私としては驚き、驚愕、その一言に尽きます。以上であります。

**【構成員】** ただいまのご意見は、要するにデジタル放送化のため、勘案要素は今までどおり続けるべきである。それから、アナログ変換、周波数変換対策業務については従来どおりb群とすべきであるという形で、放送事業者のほうからのご主張というふうに承りますけれども、この点について事務局のほうでちょっと、前回もその話をしたと思うんですけども、どうぞ。それから、構成員並びに他の方のご意見を求めます。どうぞ。

**【電波利用料企画室長】** まず、ちょっと感情面のことでございますけれども、事実関係だけ申しますと、前回、この公開ヒアリングの場で、「素」のままで計算をしてくれというふうに言われたので、それに従って事務局は徹夜をしつつ、これを出したということなので、我々はここに平気で出してくるんじゃなくて、非常な努力をして出ただけでござ

いまして、ここにいる陳述人の方のご意見を聞いて、そのとおりにお出ししたということだけはご理解いただきたいなど。何も特別の意思があつて出したというものでもないですし、前回も、アナ変の件の扱いについてa群、b群、a、b折半という資料を出しておりますので、それに従ってすべてを出しているということでございます。その点だけはご理解いただきたいと思っております。

**【構成員】** もう一つは、何でしたっけ、資料4-2の勘案要素の⑥の話はどうでしょうか。

**【電波利用料企画室長】** これに関しましては、前回もちょっと触れたところですが、電波利用料の負担につきましては、使途もそうですけれども、3年ごとに検討して決めていくということになっていたもので、3年ごとという中で見直しというものがどこまでいくのかという議論として出させていただいていると。

さらに、もう一言つけ加えれば、前回の電波法が改正された。そのときに国会で附帯決議がついてございまして、受益と負担の関係の明確化を図りなさいという点が1点。それから、規制改革推進会議の答申におきまして、これは平成18年3月31日に閣議決定されておりますけれども、放送事業者の電波利用料については、その使用帯域幅及び出力に見合った額に改めて見直すということで実施予定時期、平成20年電波利用料の料額見直し措置というふうに閣議決定をされている。それを受けて、今回、議論にさせていただいているということでございますので、この点についてもご理解賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**【構成員】** これは、要するに当初の勘案要素についての現行水準程度に設定しますというのが、まあ、これは民間であれば完全に契約の話ですから、契約で相手がそれでも違うということになれば信義則違反という形になりますけれども、公的な分野についてはやはり事情変更といいますか、そういう形で政策が変わった場合に約束が違う、まあ、民放連の気持ちはわかりますけれども、約束が違うという議論だけでは話が通らないというところがあります。ただ、そうは言っても前の状況といいますか、そういう一応、お約束を受けてデジタル化が進んだという要素も考えるということもあり得るということで、そこはその意味において、この場でその問題を改めてもう1回考え直すということにならざるを得ない。従来、約束があったから、それとは違う要素は一切認めないということは、おそらくこういう場ではできないだろう。申しわけないですが、と思います。

その意味で、ここでやはりその議論を一切封印するというのではなくて、放送事業者

の方としては、新たに勘案要素としてぜひ考えるべきだと、従前のデジタル化への努力を勘案してほしいということをおっしゃるべきだろうと思います。まあ、おっしゃったというふうに受けとめますけれども、通信事業者のほうとしては、そこまでは、負担をここで受けることはできないというふうにご意見があるだろうと思うので、次に携帯事業者の方々からご意見をいただきます。

【NTTドコモ】 電波利用料の負担につきましては、やはり電波を利用する無線局、電波を利用する事業者が、その利用する帯域と無線局等の利用の度合いによって公平に負担をすべきものというふうに考えています。そういう意味でいくと、弊社からも意見を出させていただきましたけれども、これまでの負担の実態と使途の実績を見ますと非常にアンバランスがあつて、これについてはぜひ改善をいただきたいということで、その1つとしまして、その勘案要素という観点で、放送事業の帯域が非常に多く使われているにかかわらず、実際の電波利用料の算定の際には、その勘案要素が加味されているというのが結果的に負担と使途に関するバランスを欠いているという結果になっているかと思っておりますので、勘案要素なしにまるまるということではないにしても、どこまでそれに近づけるか、もしくは勘案要素に関してどんなふうに加味してバランスをとっていただけるかということとは、今後ぜひ議論いただきたいと考えてございます。

【ソフトバンク】 ソフトバンクですけれども、ちょっと小さな話からしますと、まず、今回のこの算定に当たりまして、特定周波数変更対策業務をa群、b群どちらに入れるかという議論があるんですけれども、私どもとしては電波資源拡大のための、そもそもこれは施策だということを考えますと、前は確かにb群に入っていたんですけれども、今回、見直すに当たっては、本来あるべき姿に戻すのがいいのではないかと。そういう意味でa群に算定していただくのがいいのではないかなと思っております。

それから、今回、一番最初にキャップをかけたらどうですかと言ったんですけれども、そもそも全体の使途が拡大しているので、特に帯域の場合、3ギガから6ギガ、それから、3ギガ以下というところで1対3に分けるという議論があるんですけれども、そうすると、私どもが見ていてもやっぱり固定通信されている方は、じゃあ、退出していくところがあるのかという意味では、もし抜けていっても、そこをそのまま1対3の割でどんどん加算されるという意味では、やはり私どもできれば、今回、制度自体の中で3ギガ以下をもう少し細分化して、全体のバランスを散らすというか、そういう観点からすると、3ギガ以下についてももう少し細分化する中で負担割合を考えたらいいのではないかなと考えてお

ります。

それから、算定帯域幅なんですけれども、やはりこれは現状使っているところを見る中で算定帯域幅を算定していただくと。まあ、本来あるべき姿に戻してもらった方がいいのではないかなと思っています。これは放送と通信とのバランスという意味で言っているんですけれども、特に現状、電波利用料の80%ぐらいを携帯電話で払っているんですけれども、そうすると、結果的には、例えばテレビのそういういろいろな施策に対して携帯電話のユーザーがそれを負担するという形になるので、ここは放送業界、通信業界が同じような形の中で電波利用料の共益費的なものであるのであれば、負担するような仕組みに、今回、先ほど事務局からもありましたけれども、平成20年度に見直すということが出ておりましたので、この機会に見直していただければいいかなと私どもは考えております。

【ソフトバンク】　　ちょっと補足をさせていただきます。

私のほうは不勉強でして、前回、370メガを6メガに勘案している事実を知ったときには、民放連さん以上に実は驚愕したんですけれども、この辺の関係というのはやはり合理的な説明が必要だろうと思えますし、こういった形で不透明にやるのではなくて、周波数で一たん計算したものに対して公共性とかいろいろなことを考えるのであれば、そういう形の、私どもは減免係数と申し上げましたけれども、そういったことを考えていくというほうがクリアになってよろしいのではないかなと思います。

【ウィルコム】　　今まで免許人のいろいろな方のご意見を伺いますと、結局は今より負担を増やしたくないというのが皆さん本音のような気がしますが、一方で総額がやはり120億上がっています、上がりますということになりますと、今の負担の割合ですと、これもまた通信事業者が多くを負担するということになりますので、総額が増えるのであればやはり抜本的にその負担の割合は見直していただきたいと。また、それができないのであれば、やはり総額をまずは見直して、みんなが納得できるような形にしていきたいと思っています。

【KDDI】　　前回、「素」のものが見たいと言った本人でございます。徹夜をしていただきましてありがとうございます。やはりな、という気持ちがあるんですけれども、ドコモさん、ソフトバンクさん、それから、ウィルコムさんから同じような意見が出ていますので、追加してあえて意見させていただくとすれば、1つは3ギガ以下の線引きをもう少ししたほうがいいんじゃないかということについては、それなりのわかりやすい基準が必要なかなという気はします。

それからもう一つ、総額ですね。総額が増えているというところに対するメリット、支払う側のメリットというのがある程度見えてこない、増分のところというのはやはり認めにくいのかなということで、総額のキャップというのを何らかの形で設けるべきじゃないかというのを弊社から以前も言っていますけれども、それはまた重ねて申し上げたいと思います。

あと、最後に勘案要素のところについては、やはり今回、「素」のものをを見せていただいたので、今までどおりでほんとうにいいのかどうか、見直すべきところは見直したほうがいいんじゃないかということで考えていただければと思います。

【日本民間放送連盟】 今、幾つかお話があったと思いますが、まず1つ、アナ変の1,800億円をa群に入れるということ、これは要するに新たな周波数を生み出すためにこの1,800億円を投じて、そういう方向にするとということでありまして、これは放送事業者そのものの利益ではないということは再三申し上げているとおりで。ですから、これを安易にこのa群に持っていくというのは、その話は全く受け入れられないというのはまず1点申し上げておきます。

それから、今の算定帯域ですが、これについては当然、2011年、要するにアナログ終了に向けて、我々非常に努力をしているわけですから、ここの部分でほんとうに今この3年でやるのか、ほんとうに2011年はやらないでいいんですねと、開き直ればそういう言い方になるんですけども、そのために我々は非常に努力しているし、99%については自助努力でやると言っているわけですよ。ですが、あとの1%について非常に経営としては困難であるからということで申し上げているわけで、そういう中で算定帯域についてはご理解をいただきたいということでもあります。

民放の中でも、今期、24%、約3分の1ぐらいが——4分の1ですか、ぐらいが赤字決算になろうとしている。そのぐらいの努力をしているということをやはりご理解いただきたいということでございます。したがって、今のお話については、この2011年、アナ変、アナログが終了するまでは、ぜひその辺はご配慮をいただきたい。

それからもう一つは、先ほどの負担の部分でございますけれども、携帯が非常に負担が大きいということでございますけれども、実質、我々の試算で言えば、これの403億円については、要するに携帯端末の利用者に負担をしてもらっているということですね。実際の事業者の負担は約156億ということになります。我々、37.9億という負担をしているということになるんですが、我々については無料放送ということで言えば、視聴者、

受信者にこれを押しつけるわけにいかなくて、これはすべて我々の負担ということになるわけです。

ですから、そういう部分で言うと、この算定の基準がそもそも、要するに端末利用者へ支払いを求められる形と求められない我々の形とは、おのずとその算定の基準が違う。それを無視して総額でおっしゃられるということについては、やはり納得ができない。前回の三菱総研の方の試算も、こういう全部合算した形の中で電波利用料と単体売り上げ等の比較が出ておりましたけれども、これはそういう国民負担、端末負担の部分を除いて言えば、その倍率はほとんど同じ、または1.数倍とか、そういうことになるんですね。ですから、その辺のところをぜひ勘案していただきたいなということでございます。

【日本民間放送連盟】 違うことで常々思っていることを1点だけ短く言わせていただきます。

負担と受益の関係なんです、負担とは何ぞや、受益とは何ぞやという定義がないまま議論が行われております。ある人は、要するに電波を使うことによって得られる収入が多い少ないによって受益を判断しようという人もいれば、あるいは電波利用料そのものを使って得られる利益を持って受益というふうに考える人もあるんですが、仮に後者だとしたら、電波利用料のあり方として受益と負担をリンクさせるというのは、そもそも間違っているのではないかと。要するに取るほうと使うほうというのは全然別の考え方でやっているというのがそもそも電波利用料というものの制度のあり方ではないだろうか。もしそれをリンクして、払う人がたくさん使うんだという制度に電波利用料を持っていくんだとすれば、電波利用料は一体何ぞやという基本的な問題が出てくるのではないかとというふうに私は思っておりますので、ぜひその辺、先生方のお力で整理をしていただければと思います。

【構成員】 それはb群の話であつたら、そういう議論があるでしょうけれども……。

【電波利用料企画室長】 今の民放連様のご質問にお答えしたいと思うんですが、お手元に参考資料の2というのを配らせていただいております。次期電波利用料の負担の原則（案）ということで、これは何をa群、何をb群にするかということを書いてあるんですけども、ここの文章の中に先ほど言われた受益というのはどういうのだということ盛り込んでいるつもりでございます。確かにおっしゃったとおり、今、2つあつたうちの後者ではなくて、ここに書いてあるのは前者のことでございまして、無線局が逼迫帯域にあっても安定かつ良好な電波利用環境を維持できることに寄与する度合いが相対的に大きければ、逼迫帯域の使用に係る経済的な価値がさらに高まることとなるということで、そ

ういったものはa群に入れましょうということを書いております。

すなわち、先週もありましたけれども、土地の再開発と同じで、再開発をされて、今回もVUの跡地が再開発されて非常に逼迫している中でも、その土地が使えるということで経済価値が高まるということについて、その人たちが逼迫しても追い出されないということについて受益があるということで、先ほどの個別の用途と個別の負担ということについてはリンクはなくて、このように考えているということでございます。

それともう1点ですけれども、端末のほうに放送会社のほうは求められないというご議論があります。前回は携帯は個人から利用料を徴収する仕組みがあるけれども、放送はないというようなことがあったと思います。先週はこういう資料がなかったので、一般的にはお金を徴収する収益構造というのはいろいろあるということで、片や広告だし、片や個人の端末からとるという形になっているというふうに申し上げたんですけれども、今、4-1の資料を見ていただきたいんですけれども、例えばこの勘案要素なしのほうだけでも見ていただければいいと思うんですけれども、1ページ目はa群だけを図示しています。2ページ目は、そのa群にb群、つまり、個々の端末の均等割りを足し込んだものの利用料負担額を書いております。

勘案要素なしのほうがa群の値段が全部書いてあるので、もっとわかりやすいんですけれども、ここでまず携帯端末、携帯電話のところを見ていただきたいんですが、40.1億円となっています。これは経済価値の中で40.1億円ということをおっしゃっています。しかし、その次の2ページ目で勘案要素なしということで413.3億円となっております。ということは、この差額がb群ということになります。つまり、携帯電話は確かに個人から利用料を徴収するという仕組みになってございます。では、放送会社はどうなっているかということ、a群では55.8億円となっております。では、2ページ目の勘案要素なしのテレビ放送を見ると、57.0億円となっております。

つまり、放送会社の場合は、b群は送信機だけのb群をいただいているということで、この差額の1.2億円がb群ということになります。したがって、先ほど来から言われている放送会社の場合は個人から料金を徴収する料金体系にないというのは、まさにそのとおり、そういうような料額体系になっているということでございますので、ここら辺はちょっと議論を間違えないほうがよろしいかと思います。

以上です。

【構成員】 民放連の方、ご意見いいですか。

私がしゃべろうと思ったら、事務局がかわりにしゃべっちゃいましたけれども、先ほどの個人が負担するという話はそのとおりだと思います。それから、アナ変のところをa群かb群かという話ですけれども、従来はb群になっていたわけですけれども、しかし、その推移として基本的にやはりそれは電波の有効利用という話なので、本来はやはりこれはa群に属するのを前回、いろいろな要素を考慮してb群に入れたという、そういう面があるんだろうというふうに考えざるを得ないだろうと思います。

それから、民放の24%が赤字ということですが、通信事業者の場合も結構、経営が苦しいでしょうし、民放の場合には赤字のところもあるけれども、黒字で負担能力があるキー局中心の事業者も存在しているという、そういうことだろうと思います

【構成員】 負担のルールとその考え方については、これまで話してきているとおりで何も考え、これ以上何か議論するところはないんですけれども、考慮しなければいけないファクターということで言うと、ある種の国策があるし、それから、2011年論とか2012年論とかという議論がある。最終的に我々はこの費用の負担の問題というのを今あるべき姿に持っていくのか、どの状態が一番適切な、つまり、いつごろ、電波の有効利用という観点からして最も効率的なシステムというか、電波を使用する人が負担する形をいつ理想的な形に持っていくべきかという議論があると思うんですね。

その議論を今ここでしていいかどうかということとはわかりませんが、それはほとんどすべてが、我々がその選択をできるんだろうかということに関してちょっと自信がないということで、つまり、今、理想論を言って議論をして、今動かすことがほんとうにいいかどうかという、そのことに関して影響を受ける人が余りにも多いということと、それから、携帯電話は、ともあれ負担できている状態というのは確かで、たくさんの人で負担できているわけだから、どこかでだれかが我慢しながら、でも、本来あるべき姿に近づけていくという努力をしなければいけないというのは、みんなもわかっていることです。

だから、前回も最後のときに申し上げましたけれども、我慢比べで、だけど、国際的に見ても日本の電波の利用の仕方というのが適切なルールに従っていつか整序されなければいけないことはわかっています。その時期をいつとみなすのかとか、それから、今起こっている、つまり、構造改革的な動きとどういうふうに整合させるのかということのを頭に置いてこのことを議論しなければいけないなというふうに私自身は思っていますということで、この議論は、だから、考えなければいけないファクターはもうずっと前からおおむねわかっている。ただ、きょうの議論の中で言うと、3ギガのところに分けられている。こ

の議論は果たしてしかるべきだろうかということと言うと、使用勝手のいいところを使っていることに関しての負担というのは、やっぱり経営に大きな影響を与えているわけだし、ある種の事業者にとっては既得権になっている可能性があるのも、そのことに関して公平にすることというのが重要だというふうに私自身は思っています。

そのことと言うと、つまり、何らかの形でもう少し細かく分けるなんていうことは、みんなが納得できるルールがあるんだとしたら導入すべきだというふうに思っていますとか、それから、公共的な、つまり、真の公共性というのが何だかわかりませんが、真の公共性というのがほんとうにありそうで、それは一番手っ取り早い話は国民がそれでいいよと思うような、そっちのほうがいいと思うような共通の理解があるんだとしたら、真の公共性のために公共的な利用、特殊な公共的な利用に関しては一目置くということはあるから、ディスカウントのシステムがどこかにあってもいいというふうにも私は思っていますということで、落としどころについて考えなければいけないファクターについても、これまで議論されていることはそのとおりだというふうに思っています。

みんなそのとおりだと思っている中で最初から議論しなければいけなくなっていて、とあって、払える人に押しつけてしまえばいいということにはならないので、新たに増えた負担については最大限、つまり、当面、我々が考慮すべきルールの上に、経済的な負担の公平さに関するルールに従って資源が有効活用できるように配分すべきだと思うけれども、中長期にわたっては落としどころの時期とか、本来行くべきシステムがいつ整理すべきかについて、やっぱり何か時期を設定すべきだと思いますということで、何も言っていないと同じですね。

だから、結局、この議論が始まる前から頭の中にあつたことを繰り返し言っていることにすぎないんですけども、でも、こうやって何度も議論しているうちに、考慮しなければいけないファクターというのが幾つもあるということ、それから、ほんとうに使い勝手のいいところに動けるんだとしたら、再調整、それこそレーダーもそうだと思いますし、宇宙、衛星に関してもそうだと思うし、つまり、費用負担が重くないところで上手に整序されるほうが望ましいだろうとあって、そういう選択ができるようにとか、整序し直すようなメカニズムもこの近いうちに入れるべきなんじゃないかというふうには今回の議論の中で感じました。

【構成員】 私もずっと意見を聞いていて感じたのはやっぱり、取るとき、例えば整理して考えなきゃいけないのは、電波利用料としてあるべき金額ってあると思うんですね。

それはだれが見ても電波を使っているということから考えたときに、こういう料金で割り振らなきゃいけない。ただ、問題は今現在いきなり、きょうからあなたの土地は幾らになりましたよ、あなたの土地は幾らになりましたよといったときに、払える人と払えない人が出てくると思いますね、急に始まっている話ですから。

だから、もう一つ考えなきゃいけないのは、あるべき姿はあるんだけど、それに近づぐために取りやすいところは——という言い方をすると問題があるかもしれないんですけども、取って払っていただいて、取りにくいところはある程度猶予を与えて、順番にそれに近づいてもらうというような勘案措置というのも何か必要なのかなという気はしてきましたんですけどもね。

だから、例えば放送関係というのは、今までこういうのは全然なかった話だし、幾ら受信機に対してはお金は取っていませんよと言っているけども、受信料をくださいといったとき、そこから取れないわけですよ、現実、取ろうとしても。ただ、携帯電話関係は携帯1台当たりから取るということは割と簡単にできちゃう。だから、対応はできやすいんだらう。それから、国関係もそうで、今までそういう形がなくて、どこからそのお金を捻出するのよという話がある。それはいきなりあるときから幾ら払えと言われても困るから、順番、順番にそれに近づけていくよというような形がやっぱり必要なかなという気はしました。

**【構成員】** 議論をしても尽きないので、そろそろこの部分について、あとまだ幾つか、まとめたことを言いたいですけれども、基本的に参考資料の2、前回、おおむね議論したんですけども、次期電波利用料負担の原則の案というものをどう考えるか。そこでするように、読みますけれども、第1のマルとしては、電波利用料の負担について、「具体的な使途内容によって、無線局が逼迫帯域にあっても安定かつ良好な電波利用環境を維持できることに寄与する度合いが相対的に大きければ、逼迫帯域の使用に係る経済的な価値がさらに高まることとなり、同使途をa群に分類し、逼迫帯域を使用する無線局で負担する」という、この原則、前回のときにあった原則が、基本的にそれは維持しようということは、私はそれは統一的な議論ができるのではないかと思います。

先ほど来の話で放送と通信の違いという話をしましたけれども、あくまでも無線局が、受信局が無線局であるかないかの話、それはb群の話であって、その違いということはb群でもって放送と通信の違いというのは一応負担は違って来る。したがって、a群の観点に立てば、そのデジタル化の話は別として、この原則は放送も通信も共通な原則という形で考えるべきだろーと思います。それは反論があれば言っていたきたいんですけども、

と思います。

問題は、その次に「a群に分類された用途の負担割合は、周波数帯域幅等により決める」ということでございます。これについては先ほど来、その原則は周波数帯域幅であるという議論が強いわけで、他方において、その「等」の中に放送事業者は、要するにデジタル化によるコスト負担ということ、その勘案要素として引き続き維持するということ、を要求していらっしゃいます。それからもう一つは、帯域幅なのか、「等」なのかわかりませんが、特に固定マイクロ、3ギガヘルツ以上のものについては、現在の計算を見直したほうがいいのではないか。放っておくとそこは負担が多くなるのではないかと、そういうご議論があるだろうと思います。しかしながら、原則としてはやはり周波数帯域幅でまず決める。そして、その「等」の中で勘案要素を考えるということ、を考えるべきだろう。

もう一つ、先ほど来ある議論としては、キャップの話、金額として一定の幅を押さえるべきであるというご議論がありました。それも要素として考えなければいけないだろう。それから、最後に「全ての周波数に渡って電波の利用はコストが発生するものであり、電波を利用する無線局は利用者、免許形態に関係なく、なんらかの負担があるものを基本とする」。これはご意見がありますけれども、国等の公共用途の場合も含めて何らかの負担があるもの。その場合でも真に公共的な場合にはまた別の要素があるかもしれないということ、放送事業者と同じような留意はありますけれども、基本とするという、そういう方向でしたいと思います。

以上、全体の方向性という形でここまで、こういう形でということによろしいでしょうか。

それでは、次に個別配分における勘案要素につきまして、事務局からご説明いただきたいと思います。

**【電波利用料企画室課長補佐】** では、資料5をごらんください。ここではいわゆる第3段階、個別配分における勘案要素についてご説明したいと思います。1番、現行はどうなっているか。現行の勘案要素でございますけれども、基本は電波の有効利用を促進するために電波の逼迫の程度を勘案した要素を導入しております。具体的には地域性と出力でございます。料額表を見ていただくと、そのようになっております。主に地域性というのは固定する無線局、出力というのは移動する無線局に適用しているものです。これが原則ですけれども、例外はございます。

まず、地域性ですけれども、地域によって電波の逼迫の程度に有意な差が認められる点

を勘案することとしています。具体的には人口密度や基地局密度を勘案して、全国を4つの地域に区分して第1地域から第4地域とし、その比率を10:5:1:0.5としております。

次に出力ですけれども、これも個々の無線局の出力に有意な差が認められているものについて勘案しているものでございます。出力を勘案して金額を計算しているところでございます。

続きまして、先般、公募した結果の中の要望のあった勘案要素でございますけれども、その中で電波の特性、共有化、ローミング等の意見がございました。まず、電波の特性につきましましては、内容は特性を勘案して周波数帯で電波利用料に差を設けるというものでございますが、これにつきまして原則である電波の逼迫の程度の観点からの考察をいたしますと、まず、電波利用料の料額算定方式の第1段階で対応していること。また、競争政策上の観点であることと言えらると思っております。

続きまして、共有化とローミングにつきまして、これは共同で使う場合に減免、ローミングの場合、減免というものでございますけれども、これも逼迫には関係なく、競争政策上のイコールフットィングの観点だと考えております。

以上の勘案要素というのは、韓国の電波利用料を参考にしていると考えられるのですが、第2回の研究会でご説明したとおり、韓国ではSKテレコムの特走を防ぐ意味合いから競争政策上、設けているものでして、特定財源である日本の電波利用とは性格がちょっと異なるものと考えております。

続きまして、利用効率の勘案要素、これは周波数1波当たりの加入者数ということでございます。加入者により利用料効率を勘案し減免するというものでございますけれども、これにつきましては前回の利用料の改正において、一定の帯域幅内において無線局数の増減によらない仕組みということで、広域専用電波というものを新たに導入したところでございます。これにより対応済みと考えているところです。

続きまして、利用頻度ですが、内容は利用頻度を考慮して減免するというものでございます。これについては利用効率が少なければ周波数帯を返還すべきであり、電波の逼迫には特に関係はないものと考えているところでございます。

以上です。

**【構成員】** この共有化とかローミングの話ですが、共有化に関しては、例えばフランスなんかの場合でも複数の免許人が1つの帯域を使うようなケースですと、n分の1とい

うことで、何社が今1つの帯域を使っているからということで分けるということはありません。ですから、逆に言うと帯域課金というのをほんとうに推し進めていくと、1つの帯域に対して幾らという値段がついている。それを何人でシェアしているからという形で割り算が行われるということはあるんですけども、ローミングの場合には、ここにご説明があるように、ローミングをやるということと周波数の利用ということとの関係というのは必ずしも結びつくものではないわけなんです。

ですから、電波特性というのも確かに先ほどから、特にソフトバンクさんがおっしゃられているように段階をもう少し細かくしたらどうかということも、ある意味で言うと事実かもしれないし、共有化というのも確かにあると思うんですが、例えば利用効率、ローミング、それから、通信量・利用頻度ということは特段変数を設けなくても、特に利用効率に関しては広域専用電波によって、つまり、基地局の数が増えれば自動的に1局当たりの利用料が安くなるという構造を持っていますから、要するに今の帯域課金のメカニズムの中で十分入っていくということで、改めてつくらなくても大丈夫なものなのではないかと考えられます。

**【電波利用料企画室長】** 事務局から補足しますと、共有化のところ、これはソフトバンクさんからのご意見だったんですけども、この場合の設備は無線局の送信機ではなくて鉄塔ということになるので周波数とは関係ないのかなと思ってこのように書かせていただいています。

**【ソフトバンク】** まず質問なんですけど、要望のあった勘案要素のところ、これは電波の逼迫の程度ということで、これだけが判断要素なのかということがまず第1点でございます。

あと、電波特性のところ、第1段階の電波利用料の料額算定方式で対応というところが、すみません、ちょっと意味がよくわからないので、もう少し教えていただければと思います。

それからあと、共有化のところについては、前回、前々回ですか、ちょっと申し上げましたけれども、せっかくそういった形で、例えば格差是正みたいな形でこの電波利用料を使ったりとか、そういったことがあるのであれば、そういう中でそういったものを共有化してできるだけ有効利用するようにしたほうがいいのかという提案と関係しております。

とりあえず、以上です。

【構成員】 事務局、ご説明ございますか、資料の読み方。

【電波利用料企画室長】 まず、逼迫の程度につきましては、まず一番の最大の思想は、勘案要素というのは考えれば考えるほど無限にあるわけです。やはり制度、これは基本的な思想なんですけれども、勘案要素がたくさんあればあるほどいろいろなことが起こってしまう。制度というのは、まず簡明でわかりやすい制度というのが皆さんの理解を得るためにも必要なと思ひまして、まずは基本的には簡素なものをしていくというのが基本的な思想じゃないかなと思ひています。まあ、これは思想の問題なので、違うと言われれば違うんですけれども。

そうしたときに、どういう尺度でこういう勘案要素を問うていくべきかといったときに、さっきは帯域幅で公共性とかいろいろなのがありました。あそこだけでももう6つあるわけなんですけれども、ここについてはそれである無線システムごとに今度割り振ったときにまたどうしましょうかといったときに、どういう考えで勘案要素をとっていきべきなのかといったときに、やはり電波の有効利用になるということは、そもそも経済的価値に照らしてやっているわけですね。経済的価値というのは何かというと、電波が逼迫している。逼迫している度合いがあるから経済的価値があるんだということで考えると、逼迫度対策と関係するものは、それは勘案要素としてとる必要はあるかなということで地域特性とか出力というのは、そういうものかなと思ひています。

電波特性については、逼迫、ある一面、そのようには見えるんですけれども、要は逼迫しているかどうかということから見ると、それは周波数が低ければ遠くまで行きますと。じゃあ、周波数が低ければラジオとかAMとか高くしていいんですかと、そういうことじゃなくて、逼迫しているかどうかという観点で見るべきではないのかなと。ご要望のところを見てみると、800メガと2ギガで基地局が違う。基地局の数が違うから投資がたくさん要るんだと、2ギガの場合ですね。それは競争政策なのであろうなということで、逼迫とは、一瞬、電波特性というのはそれらしいなと思ひつつも、そこは競争政策ではないのかなということで、逼迫の程度の観点ということで見ていくのがいいのではないかなと思ひて、事務局でこのように考察させていただいたので、これについては免許人の皆様のご意見をまた伺いたいなと思ひております。

【ソフトバンク】 すみません、単純な質問なんですけど、第1段階の料額算定方式というのは、3ギガで分けたという意味でございましょうか。

【電波利用料企画室長】 そうです。

【ソフトバンク】 わかりました。それで、私どもとしての意見としては、800メガと2ギガという、例えばこれについて言えば、それを有効に活用するためのコストというのがかなり違っておられますので、その分についてはやはり電波の使い勝手ということで、ぜひ考慮に入れていただきたいと思います。

【ソフトバンク】 補足です。a群の場合、電波の経済的価値ということで、料額を含めて決まっていたということが前提だと私は理解しておりましたので、今回このように、それが競争政策なのかということ、ちょっと違うような気もするんですけども、いずれにしる経済的価値に見合ったものを算出するときには、周波数の特性がそこに大きく影響するという意味では、これを何らかの形で反映していただくのがいいのではないかなど。そのときに、先ほど事務局の方がおっしゃるように、私どもも提案しているんですけども、3ギガ以下をさらに区分するのか、係数的なものをここに導入するのかということは、今後、議論いただいて決めていただければいいんですけども、いずれにしる、その差については、何らかの考慮をする方向で検討いただきたいと思っております。

【構成員】 経済的価値というものを端的に反映するというのは、多分、この電波利用料ではないんだと思うんですよ。端的に経済的価値でやれば、それこそオークションで1メガ当たり幾らという話で済むわけですが、この場合にはそうではなくて、ある電波の利用の仕方が、例えば帯域幅を狭くして、全体としての周波数の利用効率を上げれば、その分については考慮しましょうという話なので、甚だわかりにくいんですけども、端的な、それ自体の経済的価値とは違う話だろうと思うんです。したがって、800メガと2ギガですか、確かにコストは違うわけですけども、そのことは、周波数の有効利用という話とは端的にはつながっていないという面が多分あるだろうと思う。

もともと昔議論した話は、そこまで経済性を正面に出そうという議論をしたのですが、結局、そこまでは行かなかった、という現状だろうと私は思います。まあ、将来的な課題だろうと思いますけれども。

【ソフトバンク】 今、先生がおっしゃったことは、非常によく理解できます。これは割り当ての問題と、こういう電波利用料という後のコストというところの、たまたま私どもは800メガをいただけていないという事情もございまして、そこに対するコンペーションみたいな意味も含めて、ちょっとお話をさせていただいているわけです。そういう意味では、使い勝手とかいろいろなコストという面で考えていただきたいというのは、相変わらずの主張としてはございましてけれども、今のお話の理屈はよくわかりました。

【構成員】 じゃ、どうぞ。

【日本民間放送連盟】 この表の全体を見渡しまして、この中で1つ抜けているのは、さっき申し上げたような公共性、要するに目的ですよ。この電波は何に使うんだということが抜けていると、ただこの電波の中で効率がどうだということだけに終始すると。今、経済のお話も出ましたけれども、電波を使って国としてどうするんだと。基本的な姿勢がきちっとしないと、やはり電波は国民のものだし、国民の経済の発展のため、安全のため、そういうことであろうと思います。ですから、そういう意味での波及効果を含めた——そういうことと言えば、放送というのは基幹放送として位置づけられておりますし、国民の安全と災害等を含めて、なくてはならないものということですよ。

今、国の電波法の中でも、ちょっとした停波でも非常に問題にされるわけです。報告を求められますし、処罰もされると。そういう非常に厳しい規制の中で放送をしているわけですから、そういう部分をしっかりとらえないと、電波のエリアの帯域の中だけで高いの安いということではなくて、むしろそういう基本的なところをしっかりとらえていただきたい。

前回のときに、2011年以降について、電波政策の全般についてどうなんだろうという話が出たと思います。今回は、これはもう目先のこの話だからということで、多分ストップされたと思いますけれども、やはり電波政策というのは、その全般の今後どうするんだということも踏まえた形で考えていくべきだと思います。したがって、こういうわりと狭い範囲での議論だけでなく、もっと広い範囲でぜひ議論をいただきたい。

先ほど国のほうの方がおっしゃっていましたが、効率だけではなくて目的、警察だとか何とか、そういうどうしても必要なところ、それは効率だけではないと思います。ですから、そういうことも踏まえた上で、ぜひご議論いただきたいと思います。

もう一つだけ加えさせていただきますと、前回、残り1%の部分について、受益者は放送局であるというお話もあったと思いますが、実は、デジタル化で一番利益を享受しているのは家電メーカーであり、日本の中で、今、非常に経済が落ち込んでいる中で、デジタルテレビというのは非常に大きな牽引役になっているわけです。これは紛れもない事実なので、ですから、そういうことを含めた、国全体の利益になるんだということも踏まえて、ぜひご議論いただければと思います。蛇足的なことを申し上げまして、すみません。

【構成員】 おっしゃることは、放送と国だけは公共性を持っていて、それ以外の電波

利用は公共的ではないということをおっしゃりたいのでしょうか。

【日本民間放送連盟】 いや、そんなことは言っていません。

【構成員】 基本的に、ほかの分野も放送と同じように公共的な利用だということを私は主張しているのだと。そうじゃないと言うんだったら……。

【日本民間放送連盟】 だから、そこを勘案してください。

【構成員】 だから、基本的にそれはすべて公共的であって、放送だけをより公共的で特別な扱いをするということは、多分できないだろうということにならざるを得ないと思うんです。公共的でないというところがあれば、そこだけ特別に私的に使っているということで、ペナルティ的に高い電波利用料を取るとするのは、それは理屈はあると思うんですけれども、それは水かけ論になってしまうと思います。

それから、家電メーカーがもうけているというのは確かに一理ありますが、家電メーカーから電波利用料を取るという仕組みは、ちょっと無理だろうと思いますので、残念ながら、確かに蛇足と言われたのは、私もそう思いますけれども、残念ながら、それはできない。できれば、そういう方策があればいいでしょうけれども。ただ、後で出てくる免許不要局の場合には、ちょっと関係してきますけれども。

逼迫度だけですべて議論するというのは、確かに将来的には、仮にキャップ制をつけると言ったらあれなんですけれども、もう少し電波利用料の金額が仮に大きくなったら、単に電波の逼迫度だけではなくて、いろいろな要素を勘案しなければいけないでしょうけれども、先ほど申し上げましたように、現在の電波利用の考え方というのは、経済的要素といっても、それは積極的な意味での、それ自体の電波利用の経済的な価値ではなくて、それは全体の当該 a 群に該当するところの周波数の有効利用に資するという意味での経済性なので、終局的には逼迫度を前提として議論をしなければいけないだろうと思います。

そして、そういう意味において、b 群については、要するに無線局数でやっているわけで、a 群については、基本的に、逼迫度という観点からも、放送も含めて基本的に帯域幅を基本とした課金にせざるを得ないというのが、この a 群についての電波利用料の精神だろうと思います。もちろん、他の無線局の扱いを見つつ勘案しなければいけませんけれども、そういう方向で、今後、検討させていただければと思います。

次に、免許不要局についての電波利用料の徴収についてですけれども、これについては、どなたか構成員の方、あるいは、きょうは担当はいらっしゃっていませんか。どなたか、ご意見はございますでしょうか。

【トヨタ自動車】 前回申し上げたご意見のとおりでございますけれども、先ほどの基本的な考え方で、電波利用そのものにコストがかかるというところにも立ち返って、現在の微弱電波ですとか、そういった免許不要局について、そういったコストがほんとうに発生しているのだろうかどうだろうか。安定的に使うための施策がとられているのかどうかということも勘案して、現状どおり、非徴収の状態を進めていただきたいということでございます。

【構成員】 ほかにご意見は。構成員の方々は、ご意見はありますか。どうぞ。

【構成員】 公平というものの考え方は、いろいろあると思うんですけども、免許不要局から全部取れるというならば、それはそれで公平だと思うんですよ。今、電波を利用している人から取るのが公平だということで、免許のないところから取ろうとすると、逆の言い方をすると、免許のない無線機というのは、勝手につくって勝手に電波を飛ばして、勝手にできちゃうんですね。そういう人からもやっぱり取るのか、それが公平なのかどうかということを考えないと、ほんとうの電波の公平ということにならなくなってしまって、免許が要らない無線機から料金を取るというのは非常に難しいなという気がするんですけども、どうなんでしょうか。

【構成員】 これは、クラブ財か公共財かの話に、多分、重なる話だろうと思うんですけども、事務局から何かご意見はありますか。どうぞ。

【電波政策課長】 1点ちょっと、クラリファイをさせていただきたいと思います。免許不要の無線局には幾つかカテゴリーがございます、一番電波を使っていないという意味では、微弱無線局というのがございます。こちらのほうは、基本的には技術基準は電波のレベルぐらいしかございまして、非常に低いレベルでございます。当然、周波数によって平坦ではございませんが、このレベル以下なら、特段、例えばどの周波数を使っているとか悪いとかという決めはございません。逆に言うと、守られもしないということでございます。

もう一つ、このカテゴリー以外のものは、10ミリワット以下と言われております小電力無線局のたぐいのものでございます。こちらにつきましては、しっかりした周波数の使用帯域は想定されておりますし、技術基準も策定されておりますし、混信排除のために、例えば、一局一局検査をしないで済むように、あらかじめ技術的な評価、適合性評価を行うということにして、マーケットに無線機を出していただくというたぐいのものでございます。

したがって、申し上げたいのは、免許不要の局と申しましても、かなりピンからキリまでであるということでございます。

【構成員】 そうすると、対象にしているのは、特定小電力ということと違ってよろしいんですか。

【構成員】 対象にする可能性があるのは。

【構成員】 そうですね。対象にする可能性があるのはですね。

【電波政策課長】 今回の先生のご質問に非常に簡潔にお答えするとすれば、検討の対象となるのは、微弱無線局を除くものというのが1つの考え方であろうと思っております。

【構成員】 いいですか。僕は、最初から微弱電波も、って言い続けていまして、電波を使っているということに関する認識がないまま使われてしまうことに関する、さまざまところで、これから増えてくるわけで、しかも、その使われ方は飛躍的に増えている。しかも、近いところで使っている人が、今のところは重複することはない状態かもしれませんが、使われ方として、一番便利な微弱電波の使い方がさまざまあると。これ、何もしないで、周辺に影響を与えないからということではなくて、その帯域幅を与えているわけだし、みんなで電波を使うという世界の中にきちり入っていただいたほうがいいわけで、公平にとるか何とかという問題よりも、使っている人はみんな負担すると。この我々クラブ財の世界の中に入っていて、みんなで、こんな大変なときに相互に負担し合いましょうという議論をしているわけだから、僕は、電波を利用するということに関しては、何らかの形の対価があるということのを頭に置いて参入してきていただくというのが筋だと思っています。海外であろうが何であろうが、日本に入ってきたら、電波を使うときは、微弱であろうが、ある種の技術基準を満たしたものであろうが一緒だと思っていますけどね。そっちのほうが、今のシステムに論理的に合っていると思います。

【構成員】 今のお話も、私は、ある意味ではごもっともかなと思うところもあるのですが、ただ、利用料というものはどこからスタートしているかという、もともと管理費であるということを考えると、実際に電波を利用するときに、保護されている、あるいは何らかの管理を受けているということが大前提になってきますから、例えば微弱電波で全く自由に使われちゃっている部分に関しては、これを取るというのは、もともとの電波利用料というもののスタートからいくと、帯域を割り当てているわけでもない、保護されているわけでもないということを考えますと、結局、そこまで電波利用料の対象にするのはどうなのかなと。

【構成員】 　　あまり本質的な議論ではないかもしれないんですけども、先生のおっしゃる理想というのは、電波の世界を特に知らないで、この世界に突然入ってきた私のような者が、例えば携帯電話の利用者として、実はこんなに電波利用料という形で負担していたということを知らなかったわけです。おそらく大半の人がそうだと思いますので、それを意識的に利用して、利用状況を監視し、有効に活用されるところに関心を持って見守るといった体制づくりのために非常に理想的な考え方だと思っております。また、微弱無線局であっても、今後の利用の仕方では、周辺に全く影響がないかとか管理の必要性がないかということについても、現在は断言できない部分があるとは思いますが、ただ現在の考え方としては、徴収コストであるとか徴収事務の実現可能性とか、もしそれが十分に構築し得ないのであれば、すべての人が均等に払うのではなくて、むしろ負担する人、負担しない人が出てきて不公平が生じると。そういうあり方は、この制度として望ましくないのではないかと思っておりますので、結論から言えば、小電力無線局という、免許不要局の中でも技術基準等が決まっていて管理コストが明確になるようなものに限って対象とすべきだという結論を持っております。

【構成員】 　　言うことはわかるんですけども、インセンティブ的な感じのあれですけども、差し当たりは、安全性といいますか品質が保証されると。そういう意味において、コストがかかっている、受益があるというところから取るのが、まず原則だろうと。ただ、そうは言っても、実際にどういうふうにするかということは、なかなか難しい話もあるので、それは無線局の利用のされ方を見ながら個別的に決めていく必要があるだろうと。場合によると、構成員が言うように、そういう形で、微弱にも、やりようによっては取れる可能性があるかもしれませんので、そういう要素も否定し得ない。電波を利用しているということを認識してもらおうという、そういう方法もあり得るだろうと思えます。

それでは、免許不要局につきましては以上で、最後の議論なんですけれども、制度について議論してほしいという注文なんですけれども、今日、さんざんいろいろ議論をされましたが、それは電波利用料の仕組みといいますか、要するに受益と負担のバランスをどうするかとか、あるいは電波利用料に関する歳入と歳出の連動の仕組み等について——これは、先ほど室長が議論しましたように、国会附帯決議でも、受益と負担の明確化というのは宿題になっておりますし、実は、辺地共聴施設整備事業について、今年度、既に導入されているわけなんですけれども、その導入されているということと電波利用料の負担の割合が食い違っているわけです。そういうことについて、今後どうするかということについて、

皆様のご意見をいただきたいと思います。

【NTTドコモ】 ここで、かなり予算主義で、この枠の中でということを進めていただくというのが原則なのでしょうけれども、弊社もそうですが、いろいろな会社もいろいろな事業をやっていく中で、年度途中で外部条件の変化によって、いろいろな施策に手を打たなければいけないということが多々出てまいります。その際に、当然、会社を経営する中では、そんなにふんだんに項を使うわけにはいきませんので、ある程度、枠の中でせざるを得ないのですが、緊急的に対処せざるを得ないものについては、優先度を勘案して追加で施策を打つということは当然出てまいります。

今回の3年間の使途に関しましても、ある程度の想定の中で、こういった計画を立てられているのでしょうけれども、この中でも、緊急的に追加もしくは削減できれば、必要でないものは削減も検討していただきたいんですけども、そういった変更が生じたときに、当然、電波利用料の負担の中からこれをしていただくということなのでしょうが、それでもなかなか間に合わないときには、じゃあ負担をまたどうするかということを適宜見直せるような仕組みというのが3年間の中で出てくる場合もありますので、そういった仕組みをぜひ取り入れていただければと思います。

以上でございます。

【構成員】 ほかにご意見は、どうぞ。

【KDDI】 今、ドコモさんがおっしゃいましたけれども、今回の負担と受益の関係、向こう3年間のいわゆる負担の部分の料額については、ある程度、固まるわけですけども、歳出部分、使途の部分というのは、今言ったような形で、さまざまな施策の実態は、3年間の中でも変わり得る要素というのは、緊急的なものを含めてあり得るのだらうと思います。そういうときに、柔軟な形で負担の部分、歳入のところの料額の部分については、何かしらの微調整を含めて柔軟に対応できるようなことが考えられないだらうかというのが、先ほどの座長さんの辺地共聴の例で、私どももちょっと感じておりますので、ぜひ使途、負担のところのご議論の中で、こういう制度的な仕組みについても十分ご勘案いただきたいと思います。

以上でございます。

【構成員】 ほかによろしいでしょうか。

きょうの議論は、要するに3年に1回議論をやるので、もうストレスがたまりにたまって爆発しているというような状況で、放送事業者の方も黙っていらっしゃいますが、多分、

これから2011年に向けて、放送業界もどうなのかわからないといいますが、實際上、放送業界は既に、その3年に1度というルールとは別にアナアナ変換等が出てきますけれども、こういう3年に1回というルールよりも、もう少し柔軟にといいですか、例えば、今、KDDIの方がおっしゃいましたように、用途を決めても、結局、3年間の間にそれが不要じゃなくなったとしても、ルールがある以上、そのまま使わなければいけないと。それは非効率な話なので、もう少し負担と受益が迅速に連動できるような仕組みをつくったほうが、お互いフラストレーションがたまらないですし、議論が実効的にできるだろうと。制度をどうつくるかというのは、なかなか難しい話ですが、その点について方策を立てるといえることについて、ご了解いただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、以上でこちらのほうで準備いたしました議題は終了しましたので、本日の議論を終了したいと思います。

次回の予定について、事務局から説明をお願いします。

**【電波利用料企画室長】** 次回は、先ほどの資料1にございましたように、6月28日、木曜日、18時からの開催を予定しております。次回は公開ヒアリングではなくて、またもとに戻りまして、構成員の方の議論という形で、報告づくりに向けてご議論いただきたいと思っております。

以上です。

**【構成員】** それでは、これもちまして、第5回会合を終了したいと思います。本日は、どうもありがとうございました。